

1 議 事 日 程 (3日目)

[平成29年太宰府市議会第3回(9月)定例会]

平成29年9月12日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	門 田 直 樹 (16)	<p>1. 水害発生時の流木対策について</p> <p>本市における過去の大雨災害では四王寺、宝満の山腹が崩落し農地や住宅街を襲ったが、土石とともに流木が被害を大きくしている。</p> <p>報道によると九州北部豪雨において、流木がなかった場合に比べ氾濫被害域が3.7倍になったというシミュレーション結果が伝えられ、人工林のもろさを指摘し防災の観点で森林整備を進める必要が説かれている。</p> <p>また、本市は毎年史跡地を買い上げているが、その面積の大部分は山林であり、災害時の流木の影響については市に大きな責任が生じると思料する。</p> <p>これらのことから本市において土石流はもちろん、流木についての対策、また防災の観点での森林整備が必要と考えるが、見解を伺う。</p>
2	長谷川 公 成 (14)	<p>1. 中学校完全給食について</p> <p>(1) 中学校完全給食断念後、市民への説明会を開催したか伺う。</p> <p>(2) 今後の市長の考えについて伺う。</p>
3	堺 剛 (1)	<p>1. 地域防災の取り組みについて</p> <p>(1) 災害時における避難所や施設等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進について伺う。</p> <p>(2) 被災者支援システムの経過について伺う。</p> <p>(3) 防災行動計画(タイムライン)の策定について伺う。</p> <p>(4) 本市の過去の災害データをふまえた現状調査について伺う。</p>
4	村 山 弘 行 (17)	<p>1. 太宰府東小学校の給食調理業務について</p> <p>太宰府東小学校の給食調理業務について、今後の方向性を伺う。</p> <p>2. 副市長及び教育長について</p>

		<p>(1) 副市長解職の経過について 市長は、副市長を8月25日に、大きな理由もなく解任した。突然職を奪うことは許されないことと思うが、その経過について詳細に伺う。</p> <p>(2) 教育長解任の動きについて 市長は、教育長に対しても権限がないのに、8月末で辞めるように伝えているが、その理由について伺う。</p>
5	木村 彰人 (3)	<p>1. 太宰府市の行政改革について 本市の行政改革に関して2点伺う。</p> <p>(1) 第4次太宰府市行政改革の総括 直近の行革計画である第4次太宰府市行政改革大綱における、主要な改革項目の達成状況と課題について</p> <p>(2) 第4次行革以降の行政改革の進捗状況 第4次行革の総括を踏まえて、これに続く行政改革の取り組みと進捗状況について</p>
6	森田 正嗣 (4)	<p>1. 「問責決議」に対する市長の姿勢を伺う。 先の6月議会において市長に対し「問責決議」を全会一致で可決した。その際、市長も議場にて反省の弁と決意を述べられたが、今9月議会直前になって副市長の解職、教育長の解職が伝えられ、学校給食専門委員の設置、虚偽文書問題の引責として減給10%（1ヶ月）を提案された。市政の混乱の早期終結を願った議会の意向を無視したものとなっている。市長の姿勢をただす。</p> <p>2. 体育館とびうめアリーナの使用状況について伺う。</p> <p>(1) 10ヶ月経過したが利用状況の想定と結果は。</p> <p>(2) 総合施設としての機能を追加する必要性はないか。</p> <p>① 土足禁止利用の解消</p> <p>② ジムの開設計画は</p> <p>(3) 夏のプール利用者の横断問題状況</p> <p>(4) 障がい者への配慮（交通問題）</p> <p>3. 介護保険法平成29年4月施行の「生活支援コーディネータ」「協議会」の創設・稼働についての状況を伺う。</p> <p>(1) 現在の進捗状況について</p> <p>(2) 近隣市との比較について</p> <p>(3) 包括支援センターとの連携について</p>
7	上 疆 (10)	<p>1. 太宰府市地域包括支援センターについて 現在、太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内1階の高齢者支援課内に1箇所しか設置されていないため、これまで多くの市民の皆様から最低でも西の方に1箇所は設置</p>

する必要があると、何年も要望されていますが、どのように考えておられるのか、市長の所見を伺う。

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛	議員	2番	船越 隆之	議員
3番	木村 彰人	議員	4番	森田 正嗣	議員
5番	有吉 重幸	議員	6番	入江 寿	議員
7番	笠利 毅	議員	8番	徳永 洋介	議員
9番	宮原 伸一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神武 綾	議員	12番	小畠 真由美	議員
13番	陶山 良尚	議員	14番	長谷川 公成	議員
15番	藤井 雅之	議員	16番	門田 直樹	議員
17番	村山 弘行	議員	18番	橋本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長	芦刈 茂	教育長	木村 甚治
総務部長	石田 宏二	市民生活部長	友田 浩
総務部理事	原口 信行	都市整備部長	井浦 真須己
健康福祉部長兼 福祉事務所長	濱本 泰裕	観光経済部長	藤田 彰
教育部長	緒方 扶美	都市整備部 公営企業担当部長	今村 巧児
教育部理事	江口 尋信	総務課長併 選管書記長	田中 縁
経営企画課長	高原 清	管財課長	小柳 憲次
防災安全課長	齋藤 実貴男	スポーツ課長	安恒 洋一
環境課長	川谷 豊	市民課長	行武 佐江
福祉課長	友添 浩一	高齢者支援課長	川崎 純一
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
学校教育課長	森木 清二	文化財課長	城戸 康利
上下水道課長	古賀 良平	観光推進課長兼 地域活性化複合 施設太宰府館長	木村 幸代志
産業振興課長併 農業委員会事務局長	中島 康秀	監査委員事務局長	渡辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	斉藤 正弘	書記	高原 真理子
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、14人から提出をされております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日12日7人、13日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

水害発生時の流木対策についてお尋ねします。

平成15年の大雨災害では、四王寺、宝満の山腹が至るところで崩落し、農地や住宅街を襲いました。この被害を大きくした原因に流木があります。

8月18日の西日本新聞朝刊では、九州北部豪雨の朝倉市について、流木がなかった場合に比べ、氾濫被害域が3.7倍になったというシミュレーション結果を伝えています。また、数回にわたる記事で、人工林のもろさを指摘し、防災の観点で森林整備を行う必要があると訴えています。

朝倉市と東峰村の流木量は20万tを超え、大きな被害につながりました。本市も同様に、外材——輸入材ですね——の自由化、木造住宅の需要低下などで国産材の価格が低迷して林業従事者が減り、結果として間伐が十分でないことや、伐採期を迎えた木が放置されることもあると考えます。

種子から育った木に比べて、挿し木は根が浅く密度も低いと言われ、将来的には根が強く丈夫な広葉樹を中心とした自然林を育てていくことが重要です。

また、本市は毎年史跡地を買い上げていますが、その面積の大部分は山林です。当然、災害時の流木の影響については、市に大きな責任が生じると考えます。

これらのことから、本市におきましても土石流はもちろん、流木についての対策、また防災の観点での森林整備が必要と考えますので、ご見解をお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 水害発生時の流木対策についてのご質問にご回答申し上げます。

まず、本市の森林整備の状況についてでございますが、本市の森林面積は約1,181ha、市域面積の約40%を占めており、森林整備計画の対象面積は、国有林を除く1,057haとなっております。そのうち杉、ヒノキなどの人工林は583haであり、市有林等を除く376haについて、県の補助により実施いたします荒廃森林再生事業により調査を行い、森林内の植生が消滅するなど早急に手入れを必要とする222haを荒廃森林として指定し、平成28年度までに所有者と協定が締結できました137haにおいて、本事業により間伐を実施しているところでございます。この間伐を実施することにより、健全な森林への再生を図り、地すべりや土砂流出の危険性を軽減できると考えております。

なお、荒廃森林再生事業につきましては、県の森林環境税を活用して平成20年度から実施され、本年度までの10年間の事業となっております。今後の計画については県において現在検討中と伺っております。本年7月に公表された福岡県森林環境税検討委員会報告書においても、今後の施策として、森林の有する公益的機能を長期的に発揮させる取り組みが必要とされております。

また、森林の維持、造成を図ることを目的として設置されております治山事業につきましては、県事業であるために、危険箇所現地調査や地元協議を県と一緒にを行い、事業要望をいたしておるところでございます。平成15年度以降平成28年度までに、治山ダム39カ所が完成しておるところでございます。

次に、土砂災害の防止や流出土砂の調整を目的として設置されております砂防事業につきましては、治山事業と同じく県事業であります。平成15年度以降平成28年度までに砂防ダム9カ所が完成しており、平成32年度から内山、三条で1カ所ずつ、平成34年度から内山に2カ所の計4カ所が計画され、着工に向け地元協議や文化財試掘協議、測量設計協議を、県だけではなく市も一緒に行っているところでございます。

治山ダム、砂防ダムはそれぞれ目的、役割が異なるため、所轄官庁が異なっておりますが、両方をうまく配置していくことが肝要であると思っております。今後も地元自治会や県と協議しながら、災害に備えていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

水害発生時の流木対策についてのご質問に、私からもご回答申し上げます。

7月に発生をいたしました九州北部豪雨では、森林、特に杉、ヒノキなどの人工林が覆う山腹の崩落による土砂とその人工林の流出により、甚大な被害が発生をいたしました。太宰府市におきましても、過去の豪雨災害では、流木と土砂により家屋の倒壊や水路が埋まるなど被害が発生をいたしております。

市では、梅雨前に、土砂崩れなど住宅に直接影響いたします災害危険箇所を、消防署、警察署、自衛隊等の関係機関と確認をいたしまして、情報の共有を図っておるところでございます。

災害危険箇所の大部分は、急傾斜地の崩落、土石流の危険がある場所でございます。樹木も繁茂をいたしておりますので、梅雨時には、監視をするなど状況の把握に努めておるところでございます。また、土石流の危険箇所をハザードマップにより周知をいたしております。

なお、自然災害においては、まず個人の行動が重要になることから、日ごろの備えや災害時に注意することなどについて、機会あるごとに市民の方に周知をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。今日ちょっとお聞きしたいのは、大変な雨量が今後も考えられますので、丘陵地の上のほうまで家が本市はあるわけですね。その森林についてもやはり対策が必要ということで質問しております。

その前に、新聞等にもありますけれども、雨量がここ数十年で非常に伸びてきていると。これも報道ですけれども、1時間に50mm以上の大雨が降る頻度が、七、八十年代に比べ3割程度増加したと。具体的な年平均が232回と、多いときには300回を超えるぐらいの年もあったということで、日本全国では3日に2日はどこかで大雨が降っているということであります。

この7月の5日、6日ですね、九州豪雨ですけれども、朝倉市で1時間に129.5mmが降ったということで、記憶では本市で、私が市会議員になったその年の平成15年に大雨で99mm、後から訂正といいますか、正確には101mmだったというふうに記憶しております。

ところで、その50mm以上80mm未満が非常に激しい雨で、80mm以上を猛烈な滝のように降る雨ということですが、じゃあ130mmというのは一体どういう雨なのかと。壱岐ですね、島の壱岐では140mmもあったというふうにたしか記憶がありますが、とにかく想像を絶するような雨が現実に降っていると。しかも、災害が忘れたころじゃなくて、忘れないうちに次々と来ているわけですね。

そういった中で、いわゆる防災に関しましても、30年基準とか50年基準とか一般的に我々も聞いております。そういったものがどうなのか、本市の防災においてですね。先ほど部長のほうから、治山であるとか治水、砂防であるとか、ダムですね、そういったものも整備する、あるいは森林においては間伐を行っている。

そもそもこの事業、県の事業ですね、基本的はこれ間伐をやるんですよ。主に森林等を業としてやっているような広い地域がありますけれども、そういったところで高齢化あるいは林業従事者の減少等で、なかなか回っていかんところをやろうというふうなことでやるとるんですが、この森林環境税についてはもう少し後で聞きますけれども、本市においてそういうふうなことがどこに力を注げばいいかというのを、今日お尋ねしたいわけです。

そういうことで、まずその雨水と防災ということで、まず落石や流木対策、恐らくはもう一
緒というふうな感覚でされてあるかもしれませんが、そういった工事箇所がどのあたりにある
か。治山と砂防のほうはちょっと今聞きましたが、大体何カ所ぐらいあるのかお聞かせくださ
い。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

今のご質問は、都市整備部のほうが砂防事業をさせていただいていますので、砂防事業の箇
所であれば、一応17カ所ですね。平成15年以降は9カ所設置を県のほうにさせていただきました
けれども、それ以前も含めて17カ所で、砂防事業を行う際には、砂防地域の指定というものが
ございますので、それも17カ所させていただいて、指定をさせていただいたところに砂防ダム
と申しますか、今砂防ダムというのが私どもも言っていましたけれども、最近では砂防の堰堤とい
うことで、名前が少し変わりつつありますけれども、については17カ所ということで私どもと
しては把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 砂防が17カ所、治山は先ほどの答えありましたかね。治山が39カ所
ですね。

それぞれ何と申しますか、目的が若干違うようで、一般市民からすれば似たような、規模が
違うかなぐらいしか見かけ上なかなかわかりづらくて、治水とか利水とか違った概念も入っ
てくるのかもしれませんが、具体的にはどっちかというと宝満山系から四王寺の東側ですかね、
割と大規模な流れのところにそういうふうな砂防であって、住宅地の上は治山で山が崩壊する
のを防いでいるという感覚ではあります。

具体的に、私がまだ高校生やったんですが、昭和47年だったでしょうか、大雨がありまし
て、私が住んでいる国分というところの四丁目のほうで、たしか4人の方が亡くなられたと。
大変な惨事でありましたというか、私はまだよくわかりませんでした。

その後、砂防1カ所、治山2カ所、そしていわゆる大谷川の整備ですね。それらがありまし
て、その後、私が議員になった平成15年、その後の平成19年、平成21年も大雨がありました
ね。それらのときには、大雨は降ったんだけど、具体的な被害はありませんでした、その
部分では。

やはり役に立つんだなと思うのと同時に、実際上が上がってみると、もう完全に埋まると
わけですね。埋まりながらも、そこに流木がひっかっているという感じで、今のところ大丈夫
と。市民からはしゅんせつを求めるといふ声は強いんですけど、まずは水は仕方ないにし
ても、そういうふうな土石、流木がそこでとまっているというのは、まず評価できる。

しかしながら、今言った部分というのは割と傾斜が緩やかなんですよね。いわゆる傾の面積
は大きいから水は多いんだけど、割と緩やかと。そういうことでひっかかっているような

気がしますが、先ほど来ちょっとおっしゃるようなこういう大雨が短時間に振ると、丘陵地の上のほうまで住宅がありますね。その上のほうが崩れたら、これはまた全然話が違って行くので、どちらかというと、そういうふうな小規模でもいいので治山あるいは崩落防止ネットでありますとか、そういったものが必要だというふうには考えておるんですが、具体的にはいわゆるストーンガード、名前はいろいろあるみたいですが、そういったものの設置箇所というのは、大体どれぐらいあるのか。それぞれの大体丘陵地の住宅というのはあちこちあるんですが、その上には大体そういうものが設置されているのか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） この回答につきましても、私のほうから回答させていただきます。

今議員ご指摘のストーンガードとか、工法につきましては、例えば土どめ工とか水路工とか呼び方をさせていただいたり、あと落石防止ということでネットを張ったりとか、そういう工法はあるんですが、申しわけございません、市内でストーンガード等をされた箇所が何カ所ということの、済みません、数字まで、ちょっと私がつかんでおりませんが、ただ市の工事につきましては、どうしても砂防だけではなくて林道とかもございまして、そういうところに一応災害が起こった後の災害復旧という形でそういう工事をするというのが、基本ではございませんが、そういうことが多うございます。

先に、本当に危険箇所ということで危ない場合は、予防という形でもさせていただく場合はございますけれども、どうしても、これはお叱りを受けるかもしれませんけれども、どうしても災害が少しちょっと起こったときに、きちっと将来を見据えて防護というか防御するという形の事業を、今どうしても太宰府市だけではなくて、この砂防事業は県事業ということもございまして、県と現場を確認したり、県のほうも国からの補助をいただきながらということもあるので、その辺を現地をつぶさに確認はしているつもりでございますけれども、済みません、箇所の数につきましては今手元にはございませんので、後ほどわかり次第お知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） その辺は置いとくましても、ダムですね、ダムのほうが金額が大きいので、先ほどお聞きしました治山の39カ所と砂防の17カ所についての地元負担というのは、大体どれぐらいなのか。大体決まったルールがあるのか、その辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 砂防事業につきましては、前年度の砂防事業に対する負担金として、県のほうには砂防協会という協会がございまして、その砂防協会のほうに負担金として前年度、例えば今平成29年度ですから、平成28年度分の砂防事業をされた事業の1000分の1.6、ですからわかりやすく言うと、1億円の事業をしていただければ、16万円の負担を次の年度に砂

防協会へその事業費と、あと正会員費といひまして、10万人以下の市に対しては1万2,000円の人口割のですね、それとあわせて砂防協会のほうに負担金としてお支払いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。金額からいけば、どんどんつくっていただきたいけれども、なかなかそういうわけにはいかんのも承知しておりますが、非常に先ほども言いましたけれども、この治山、砂防、有効だということはもう間違いありませんので、積極的な働きかけをお願いします。

そこで、今度は森林の中身と申しますか、植生について少しお話を聞きたいんですけども、先ほど来から森林税、福岡県の森林環境税のことがありましたけれども、大体おおむね個人が500円で、あと事業所もそれぞれ金額が決まっております、その集まったお金を何に使うかですけども、これが何かいま一つ見えてこないような気がいたします。

本市はやはり背中に一杯森林抱えておまして、そこら辺にこういった市民と事業所から集まったお金が幾らぐらいか、そしてそれがどういった、還元という表現もおかしいですけども、具体的に何か使われているのか、その辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 森林環境税でございますが、こちらは個人の県税負担額ですね、均等割が課税されている方に年500円課税をされているものでございまして、法人であれば年1,000円から4万円の間で納税しているというところでございます、太宰府では約3万3,000の方が納税をされているということになります。

使い道でございますが、まず荒廃森林再生事業、先ほど申しました荒廃森林、人工林である荒廃森林に対して間伐を行い、元気な木を育てるとともに、間伐材は防災の観点から2本の根っこの間に木を横倒しにして、小さな砂防と申しますか、治山と申しますか、土がもし流れ込んでも、そこに倒れた木のほうで受けとめるような工法で今敷設をしているということを伺っております。

あと、広葉樹の植林、下草刈り、作業路の開設ということも、この森林環境税で使われているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今ちょっとお話聞くと、切った間伐材ですね、間伐をして、それは基本的に搬出はせずにそこに置くと、腐らせるということですね。

実は、平成15年の水害のときも、非常に地元から出た声が、いわゆる具体的に言うと送電線の工事のときに周りの木を切って、切りっ放しにして置いとったのが、今部長がおっしゃったような形でミニダムみたいな形になって、そこに土石がたまって水がたまって、また森林自

体、針葉樹高いですよ、モーメントもかかるし、それが原因で一気に崩れて崩落したというふうなことを、結局はそうじゃないという、事業者のほうはそう言いますし、曖昧になったんですが、そういうふうな方法でいいのかなと。

少なくとも時期を考えないと、例えば年末からそういうふうな事業をもしやったら、ちょうど梅雨の時期ですね、大雨の時期にそういうふうなダムがいっぱいできることが、逆にいいのかなという疑問はあるわけですよ。

それは今、これは県の事業ですから、部長にそれが是か非かということは問いませんが、ただ、いわゆる間伐だけでいいのかというふうなことが大きな疑問なんですよ。

それで、間伐した後の問題、それから結局間伐は何のためにするかというと、いわゆる植生の環境改善だけではなくて、基本的には出荷するためにするわけですよ。出荷をするのかせんのか。今、市の山林で、将来的にいわゆる伐採の適齢期になったときに、伐採をされるのかせんのか、その辺は把握されていますか。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 太宰府市には今林業従事者というのはほとんどおりませんで、森林組合も今太宰府にはございません。そういったところから、今もうちょうどヒノキ、杉が出荷の適齢期を迎えているところもございませけれども、そのままになっているということで、今後の出荷の予定は聞いておりません。それが今荒廃森林につながっているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 農事、水利とかそういう組合はありますけれども、森林組合というのは、いわゆる公的な届け出をしたようなものではなくて、その延長として、山を持っている人たちがそういうふうな表現をされていることもあるみたいですが、特に活動はないということでお伺いしました。

そこで、ちょっと話かえて、外国はどうかというと、実は私、以前会社勤めしとったときに、外材、いわゆる輸入材の仕事を結構長いことかかわっておりまして、外材といってもいろいろありまして、南洋材とかソ連、今ソ連と言いませんけれども、とか米材ですね、北米材であるとかカナダであるとかニュージーランドであるとか、いろいろなところから日本中に入ってくるわけですね。

それで、先ほど部長のほうからもありましたけれども、そういうふうな外国のほうが安いと、そして、おまけにそういうふうないろいろな需要が低下して云々ということがありましたけれども、実際そのとおりで、もう物すごい量なんですよ。

日本はこういうふうな急傾斜の中に、要するに植えるのはまだいいけれども、でかくなったのを切り出すのが大変なわけですね。それで、切り出す費用ですね、コストパフォーマンスですかね。その費用対効果というのは、利益がもう余りないような状況で、どうしても価格が下

がった上にそこまでできないということですが、外国なんか、例えば米材なんかでいいますと、簡単に言えばもう福岡県とか県レベルの畑があると思ってもらったらいい。大きくなったら刈って、植えて、今度は別のところが大きくなったら刈って、そういうのを転作といいますか、やっている、その規模なんですよ。だから、もう到底量と価格では太刀打ちができないと思う。南洋材とかはまた全然種類が違ったり、ソ連材は違うんですが。

そういった中で、現実問題として、ただちょっと一言言いますと、国産は国産材で、実は非常に特徴があって、風土に合ったよさがあるんですよ。だから一緒にくたには比べられません。そういった中で、将来的に営利を目的とした植林事業というのが続けられないのであるならば、やはり自然林に返すべきじゃないかと。自然林、少なくともまざった状態ですね、できれば広葉樹。

先ほども言いましたけれども、いわゆる挿し木は弱いらしいですね。そうでない、例えば屋久島というのはあれだけの雨が降ったって1,000年生えとるわけでしょう、崩れもせずに。

だから、そういう自然に生えた針葉樹というのは強いけれども、植林はどうしても弱いと、管理も難しいということで、でき得ることならそういうふうな広葉樹にやっていたらいいと思いますが、先ほどのこの県の事業ですけれども、この税のまた対象でもあるんですけども、これの中では荒廃森林の再生の必要性というものを述べられてあって、これ何か前の平成12年もそうでしたし、今度の今年平成29年7月のこの報告でもそうですけれども、その中に荒廃森林再生事業としまして、もちろん間伐を引き続き最優先に進めていくという、ここが気になるんですが、これ現実には先ほど言いましたような、いわゆる今度の被災されましたような広範囲にそういうふうな植林をされてあるところを対象にしてあると思いますが、同時に手入れが軽減できる針広混交林への誘導、いわゆる針葉樹、広葉樹をまぜて、もうそこは将来的な伐採というのはもうしないという前提だと思います。そうやって自然に返していくということが、もうここで既に述べられておられます、県の事業としてですね。

市としてもそういうふうな方向でいくべきで、市自体が動くとかということじゃなくて、市も当然そういうふうな納税をしている自治体でもありますから、何か意見というものは言えると思うんですが、今後そういうふうな、少なくともその針広混交樹林への移行というのはどういうふうにお考えか、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 本市は森林の市有地化を図っております。その公有地化を図る前に、この荒廃森林整備事業を使いながら間伐を行っておるところでございまして、このまま市有地が増えますと、当然手入れが行き届かなくなるということが目に見えている部分ではあるかと思っております。

ちょうど20年間放置するとか、この荒廃森林整備事業を行うと、20年間は伐採をしてはいけないよとか、個人として売買できないよというふうになっておりますけれども、そこはそれとして、今後20年、特に出荷時期を迎えた木、これからはますます老いていくような木

もごさいます。

そういう中で、新たな、実際に今後こういう針葉樹林だけではなく、いろいろな木を植えていくということも当然考えていかなければならないと思っておりますが、まだ実際にその整備計画としては起きてはおりませんけれども、今現在そういう話をしながら、今後の森林整備のあり方について、まず当課で協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） お願いします。その20年間もいろいろと議論があるようでございますけれども、ところで今市が買い上げているというお話もありましたが、冒頭登壇の中でも言いましたけれども、いわゆる史跡地の買い上げですね、これ山林が大きな面積占めておりました、この部分に関しては、いわゆる単なる民間の場所ではありませんので、そういうふうな災害時の流木等に対しては、より大きな責任があると思います。

その辺の対策について具体的に何かお考えがあったら、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（藤田 彰） 公有化している部分というのは、ほとんど四王寺山腹になろうかと思っておりますけれども、あちらもやはり人工林が多ございまして、公有化する前に、やはりこの整備事業を使って一定間伐を行って、その後公有化していくと、こういう作業をしているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） なかなか答えが出ないようなことを聞いていますからね、その辺のことは今後の大きな宿題だと思うわけですよ。

いろいろなことを言われて、何が原因かと。例えば先ほど国分のことを言いましたけれども、三条も同じところが30年間の間お二人亡くなられていると。その原因は、結局大雨が降ったと、予想もできない大雨ですというふうにずっと行政は説明しとるわけですよ。ところが、もう予想できる雨なんですよね、これは。

いろいろな原因が、上の林道を切ってからそこから崩れたとか、あるいは植林のことであるとか、いろいろなことを言われていますよね。人工物が原因という話もある。そういったところのことを考えて、やはり国、県と協力して対策を、前もって前もってやらないかないということを考えます。

ところで、最後の項になりますけれども、防災設備等々の必要性ということで、予算もかかるとは思うんですが、少しちょっと話がかわりまして、昔、昔というのはそう遠い昔じゃないんですけれども、大雨で福岡市が冠水しましたよね。亡くなられた方もおられた。その後、福岡市と那珂川等の流域ですね、上流の市町、太宰府市も入っていた、間違いなく入っていましたが、話をして、どういうふうにするか。どういうふうにするかというのは簡単で、要するに急激に水を流してくれるなという話だったと思います。要するに一遍に流されると川があふれ

て、あふれるのはもう結局福岡のほうになるから。

ということになると、水をためる必要があるんですけども、今だんだん離農される方も多くて、いわゆるため池もなかなかその管理が難しくなってくる。ため池にためる、あるいは田んぼそのものが少なくなって、いわゆる湛水ですね、これが大変な大きなボリューム占めるんだけれども、そういうのも少なくなってくる。

だから、そうするとやっぱり水があふれたら困るから、雨水路をつくってと、雨水路の整備はどんどんやっていますよね。これはこれでいいけれども、そうすると一気に川があふれると。

確かにあそこの御笠川、鷺田川、あの合流からずっと水城から大野城にかけて、たしか県費等々で200億円ぐらいかけて拡幅して、今は大丈夫になったと思いますが、その先はどうなるのかと。その先はよくわかりませんが、また福岡市のほうはどうなのかということを含めて、何かギブ・ギブの形がでkinのかと。

簡単に言いますと、例えば1 m³でもじゃあ水をためようと。水をためること自体は、いわゆる遊水地の確保としても、市街地でも一気に流れたら困りますからね、そういうふうなものは維持せないかんと、そういうふうなこと。でも、今言いましたように、大事な市内にたくさんあるため池というのは、管理が難しい。

そういったところの話は、いきなりですけども、あったのかなかったのか、ちょっとお聞かせください。昔の話やけれども。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 議員おっしゃっていただいたのは、1つは御笠川整備促進協議会というものがございます、これは筑紫野市と太宰府が中心になってやっている協議会がございますが、その中では水をためるというよりも、まずやはり水害にならないように、もうご存じだと思いますけれども、何年か前に二日市の商店街のところが浸水して、非常に大きな被害をもたらしたということもございますので、今あそこの高尾川のいわゆる改修工事を、大体平成32年ごろまでを目途にやっているということがございます。

それともう一点、それが終わりますと、今度水城ですね、太宰府市の水城周辺がまだ河川改修が終わってございませんので、そこの改修をして、もちろん川幅と、あと川底の整備等々をして、いわゆる流域面積というか、流量を、大きな雨にもたえられるような整備をやっているということで、今県のほうで、これも県事業でございますけれども、県のほうで整備を計画をしていただいているという状況でございます。

あと一方、高雄の交差点、ちょうどバイパスの高雄交差点が、市のほうではすぐにいわゆる冠水するという箇所でもございますので、その辺の整備も高雄川の整備とあわせて、それとあと市のほうとしては、やはり調整池とかそういうことの必要性も考えながら整備をやっていかなきゃいけないということで、今建設課等と話を今しているところでございます。

ですから、今具体的にこうやっていますということではございませんけれども、こういう計

画がありますということでの回答になります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今度の災害に先立つ平成12年ですね、平成12年の九州北部の豪雨の後、いわゆる筑後川流域の自治体、久留米市であるとか朝倉市や日田市などで、水源保全推進協議会の設立を目指しているいろいろやってあったんですよね。その中で、保全計画をまずは策定されて、その中の幾つか項目があるんですけども、頭の1と2を言いますと、管理できない森林を基金で買い上げる森林トラスト制度の設立、2が、しっかり根を張る広葉樹の拡大等々あるんですよね。

平成14年度から10年かけて取り組む予定だったけれども、なかなか流域自治体全部、48市町村、4県があって、なかなかやっぱり費用の問題で、現実に危険と背中合わせの自治体と、少し離れたところ、流域だけれども今はまだ安全だろうというところで、少し温度差があったみたいで、結局予算関係の問題でこれはできなかったようですが、この中でもやはり広葉樹の拡大ということは言われておまして、やはりこれはもうやろうと思っても急にはできないし、やはり将来見据えて、20年、30年先にそういうふうな、そして自然環境もよくなるんですよね、やはり広葉樹というのは。そういうふうなことをお考えいただきたいと思います。

最後にもう一度、ストーンガードやリングネット、特にリングネットというのは割と安く、崩落防止に役に立つということは、もう一度ご確認ください。実際に何度かその後、大水は出たけれども、崩落は防いだという実績が随所であるようでございますので、その辺のことをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで10時50分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時39分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番 長谷川公成議員 登壇〕

○14番（長谷川公成議員） まずは、このたびの九州北部豪雨災害により被災された皆様にお見舞いを申し上げ、この災害によりお亡くなりになられた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げます。一日でも早く元気な町に復興されることを心より願います。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました中学校完全給食についてお伺いいたします。

芦刈市長は、中学校完全給食を公約とされ市長選を戦い、当選されました。当選後、中学校完全給食については、あらゆるところで挨拶をされる際に、進めていく、実現をというふうに

おっしゃられておられました。しかし、この数カ月で事態は一変し、6月議会の中でいきなり方針転換が行われ、「太宰府市中学給食を断念」や「太宰府市長完全給食を断念」という文字が新聞紙面に掲載され、市民の皆さんを困惑させました。

市民の皆さんは、中学校完全給食実現に向けて期待されていたと感ずますし、私も事あるごとに、給食になるんですよねと多くの方々から聞かれておりました。

この件に関しましては、公約違反だと思ひますし、多くの市民への裏切り行為だとも思ひます。中学校完全給食実現に向けた公約を掲げ当選されたわけですから、一度市長の任を辞され、もう一度民意に委ねられたらいかがでしょうか。それぐらい責任は重大だと思ひます。

質問に入ります。

中学校完全給食を断念され3カ月がたちました。その後、どのような形で保護者説明会等を実施されたのか伺ひます。

次に、9月定例会に給食専門委員という項目で補正予算が計上されてありますが、断念をされた今、なぜこのような専門委員が必要なのか疑問に感ずます。市長は今後、中学校完全給食についてどのようなお考えをお持ちなのかお伺ひいたします。

以上、1件2項目について質問させていただきます。再質問は議員発言席にて行ひます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

長谷川議員のご質問にご回答いたします。

中学校完全給食についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの市民への説明会を開催したかについてであります。現在のところ開催しておりません。

次に、2項目めの今後の市長の考えについてご回答申し上げます。

私の考えといたしましては、6月議会の行政報告において、学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明いたしました。

その背景には、副市長が4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられたことがございます。

しかし私は、中学校の完全給食は、実現されなければならない将来的な課題だと考えております。今回、給食専門委員を設置し、専門的な外部からの視点を取り入れ、経緯や金額について見直し、検討したいと考えております。

また、中学校給食の実現と行財政改革は切り離しては考えられません。行財政改革を行い、無駄を省き効率的な運営をする中で、給食実現のための財源をつくり出していきたいと考えております。そのためにも、行政改革推進委員と給食専門委員の提案をしておりますことをご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、市民への説明会の開催ですね。大きな開催はされてないと思うんですが、例えば断念以降、例えば来賓等の挨拶でされる際に、断念することになりましたとか、そういった文言を使われて挨拶されたことありますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、6月の定例会での行政報告の中で、次のように言っております。省きますが、現在の市の財政状況では実現が難しいという結論に至った。このことから、これまでの方針を見直し、現在のランチサービスに求められている改善点、質の向上、注文システムの改善、就学援助を含む提供単価の検討を十分に踏まえ、今後は多くの生徒の皆さんに提供できるランチサービスとして検討を進めていきたいと。

私は、見直しをするという言葉は使っておりますが、決して断念という言葉は、新聞報道ではされておりますが、見直しをするということを新聞では断念というふうに理解したんだと思いますが、見直しという言葉は使いましたが、断念という言葉は私は一度も使っていないというふうに思っておりますし、先ほども申し上げましたように、中学校の完全給食というのは、今は難しくても、やはり実現されるべき課題だと考えておりますので、そういう趣旨からして断念という言葉は使っておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私は、いろいろ来賓等で挨拶される際に、そういったことを言われましたかと。例えば市長、給食実現、実現とって、例えばいろいろなところでおっしゃられたと思うんですね。記憶にございますかね。

そしたら、見直しでもいいんですよ、見直しすることになりましたと、そういつて言うのであれば、やっぱり同じように市民の皆さんにそういったところで説明していくのは、私、説明責任だと思っているんですね。さっき全然答弁になってないんですね。

ですから、そういったところでされましたかというのをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市民説明会を、今の質問は、市民説明会をしたのかどうかということでございますが、市民説明会については現在のところ回答しておりませんが、私としては、もう問責決議の後、方針変換について、問責決議の中でも市民に対する説明というのは必要だということをおっしゃっておりますし、私ももう当然必要なことだと考えておりましたので、教育部に対して再三、市民説明会を夏休み前にしたいということは申しておりました。

が、実際に教育委員会とのお話できたのは7月14日でございますが、総合教育会議がそのときに行われ、夏休み前の説明会というのは実現できてなかったということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ちょっとかみ合っていないみたいなんです、市長、公務の行事の中で挨拶の中に、そういう自分の訂正を入れられたかどうかという質問なんです。いろいろなイベント事業がございますよね。その挨拶の中でお答えになりましたかと。

市長。

○市長（芦刈 茂） 当然いろいろな挨拶の中で、方針が変わるまでは学校給食は実現していきたいという話は当然しております。ところが、方針が変わってからは、方針が変わっておるわけですから、そういうふうなことは、実現するということは言えませんので、言っておりません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 実現じゃなくて、だけん訂正されましたかということを行っているんです。質問の仕方が悪いですかね。

行っていない理由は、今度は教育部に質問しますけれども、夏休み前だったので時間がないということで行っていないというふうにおっしゃられたんですが、これ先ほどご答弁で述べられました、まず断念、見直しという、4月17日の経営会議の直前に、中学校給食は費用的に難しいというふうに、そういうふうに副市長に言われたとおっしゃいましたね。

だったら、夏休み前まではまだ期間があると思うんですね。最低でも3カ月ぐらいはあると思うんです。それで、その間じゃあ市民説明会を早くしないといけないということで、それでは段取りは、市長が例えばじゃあ教育部に投げかけて、やってくれというふうにはおっしゃられたんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっと夏休みまでのはあれですが、4月にやはり内部の議論として、財政的に難しいということになり、ところが5月までの経営会議でそのような方針を内部で決めたということがございます。そして、6月議会でそのような私の行政報告をさせていただいたということがございますが、私としては、その後教育部に対して、学校説明会をとにかく早急にしたいと、夏休みまでにしたいということは再三お伝えしておりました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） じゃあ、教育部にお伺いします。

なぜその説明会実現しなかったのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 6月議会後に、保護者説明会をするという指示は受けました。6月議会で、中学校の完全給食からランチサービスの充実へと方針を変更するに当たっては、教育委員さんのほうに相談とか報告がなかったので、まずは市長のほうから教育委員さんに報告をするという総合教育会議が必要だということで、先ほど言われた7月14日ですね、この日に開催することができました。

実質言えば、その7月14日というのは、もう20日が夏休み前の最後の登校日ですので、現実的には難しい日程でしたが、まずはきちんと教育委員さんに報告をするというのが必要だということがあったんだろうというふうに思います。

それで、その会議の中での教育委員さんのご意見としては、ランチサービスの充実について、もう繰り返しません、3点ですね、その3点から、充実するというのは予定にすぎないのではないかと。

要するにもう、ちょっと抽象的で、ある程度具体的な内容を持って説明会に行くべきではないかというご意見とか、それから、じゃあその充実を図ったランチサービスがいつから始まるのかというようなことなどもきちんと伝えないと、保護者の方が来られたときに、いわゆる方針を変更しますという内容だけでは、説明会として成り立たないのではないかとということですね。

それと、その具体的な内容を調整する際には、教育委員さんたちにも参画とまでは言わないけれども、せめて報告を事前にいただきたいというようなこともありましたので、その会の終わりのまとめとしては、方針を変更したという報告に加えて、そういった具体的な案というものを持って報告会には臨むべきだと、それがきちんとした責任という面から、きちんとした責任のとり方ではないかということで会議がまとまりましたので、その具体的な案を持っていきたいというふうに思いました。

現在のところ、まだ報告会はできておりませんが、その具体的な案ができ次第、報告会は適切な時期に行いたいなというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 今で納得はしました。具体案を持って、それができればいいんですけども、市民説明会といっても漠然としていると思うんですね。一体どういった形でやるべきなのか。じゃあ時間はいつというふうな、箇所は何カ所ぐらいなのか、そういった今もう何か案みたいのがあれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 具体的に箇所とか、それから時間帯とかということについて、まだ協議はしておりません。一時、協議としては、各中学校ごとという話は出ましたけれども、それはあくまでも案の段階でありまして、実際にどのようにするかということは、教育委員会の中でまだ話し合いはしておりません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） もう、市長は見直して、でも新聞紙上では断念というふうにしてあるんで、どっちが正しいのかわからないですけども、でも市民の皆さんは、どう見たってあの新聞しか見てないわけですから、断念、要するにやらないっちゃねというふうにしか受け取れないですね。

ですから、やはり市民説明会はやっぱり早目にすると、市長、よく聞いてください。だから、挨拶等で今までずっと中学校給食やりますというふうにおっしゃっていたんですよ、どういったところでも。でも、いきなり断念でも見直しでもいいですよ。やっぱり説明、そういった挨拶の中でも説明すべきだと私は思うんですね。

中学校完全給食については、今まで実現の方向で向かっていたんですが、このたび見直しするようになりましてとかですね。そういったことを一言もおっしゃらないじゃないですか。市民、新聞紙上でしかわからないですよ。何でそうなったのかとか。ですから、私、そこ責任が物すごく不足していると思うんですね。

あなたの公約ですよ。それで皆さん、あなたに投票したというふうにおっしゃっています。そういった説明責任が全くなっていないんですよ。市長、そのことをどうお考えですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 会議にはいろいろな性格がありますので、必ずしも保護者の方だとか、そのあたりことを考えながら発言しております。

私としては、やはり学校ごとの保護者の説明会はするべきであるし、しなければいけない。大きく方針が変わったわけですから、その方針を伝えるだけでも、学校の保護者説明会で、関係する子どもさんがいらっしゃる方には説明する責任があるということはずっと言っております。そして、今でもそれは変わりませんし、いろいろなことをなるべく早くという気持ちでおります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ですから、説明会以外に本当はもっと市民の皆さんに周知していくのが、私は当たり前の当然のことだと思うんですね。

例えば、もう簡単に具体的に言いますけれども、過去にずっと夏祭りとかに来られたときに、中学校給食実現しますとずっとおっしゃっていたんですよ。今回、私、2回か3回聞きましたけれども、そういったことに一切触れませんでしたよね。ですから、そういったところでやっぱりきちっと自分の考えとかを述べて、見直しましたとかと言うべきだと私は思うんですね。

市長、それ以降一切言っていないんですよ。それがちょっと我慢ならないんですよ。やる時だけは、どんどんやる、やる、やる、実現します、実現しますと言って、見直しとか今度断念したときには一切言わないと。新聞みんな見てない人はわかりません。まだ中学校給食、継続してやれるもんだと思っていますよ。ですから、その市長の説明責任が全く果たされていないわけですよ。私、そのことを言っているんですよ。ですから、今後はやっぱりきちっと言うべきだと思います。

過去にも私、中学校給食で何度も何度も質問をしてきたんですが、なぜこの今年度の4月17日の経営会議で、私ははっきり言いますけれども、断念したのか、なぜこの時期にそういっ

た、もうできないというふうに判断されたのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もちろん大きな問題ですから、4月だけの経営会議ではなくて、この問題は5月まで継続論議になって、正式に決まったのは5月の経営会議でございました。

やはりいろいろな意味で、1億6,000万円の初期投資がかかり、毎年毎年1億8,000万円の維持運営費がかかるということの財政の重さということを経営会議で議論し、そういう方向に落ちつき、6月議会で報告させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） もう公約ですから、早目にもうそういった試算を出して、早目に実現すべきだと考えていたんですね。過去にも質問した際に、これが迅速な行動ですかというふうに伺ったら、いや、迅速ではない、ちょっと遅れておりますみたいな答弁されたことがあるんです、私の質問のときに。

もっと早目にそういった試算ができるはずですよ。なぜ、だから平成29年4月、5月、今回で前回の6月議会に報告になったのか。例えばもっと1年前にできなかったのかとか、半年前にできなかったのか、そういうことを考えるわけですよ。今まで実現する、実現するとずっとおっしゃっていたわけですから。私、そのことを聞いているんですよ。市長、ご答弁できますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食をめぐる議論の中で、学校給食法という問題が出てきたり、そのためには全員喫食のためには、スチームコンベクションということが出てきたり、3月以降、新たな視点でいろいろなことを見直す必要が出てきて、ワーキンググループ等々でそのようなことを積み上げてきたという形でございますが、去年の早い時期では6,000万円、8,000万円という金額が出てきておりましたが、具体的に学校給食法に基づく全員喫食ということについては、3月ぐらいから大体1億8,000万円ぐらいかかるのではないかと数字が出てきており、その数字の検討をした結果が、そういう決定になったということでございます。

すぐ決めたことでなくて、かなりの議論をした結果として出てきているということはお理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 学校給食法、まずそういった法律にのっとって、それを遵守しながら進めていくというのが、普通は当たり前のことだと思うんですけども、その後に出てくるというのが、私は全く理解ができないんですね。本当にどういったことで給食のことを進めてきたのか、本当に真剣にやる気があったのかですね。

ちょっと教育部にお伺いいたしますけれども、まず何かをやる際には、きちっと法律に基づ

いて、それを遵守しながらやらないといけないんですけれども、そういうのが今年度というか、3月とか4月ぐらいにわかって初めて試算したらこうなったという、そういうことがあり得るんですか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 学校給食法にのっとらなければならないということ考えたのは、3月とかではありません。もっと以前に学校給食法自体は、当然私たちは小学校の給食もやっておりますし、中学校についても調査する中でそういったことはわかっておりますので、新たにそこで私たちが意識したということではございません。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 市長と理事の答弁がちょっとかみ合っていないところがあるんですけども、市長の学校給食法とか見直したら、改めてそういった問題が出てきたというふうに、私はそのようにしかとれないんですよ。

1項目めなので、ちょっともう終わりますけれども、早急にやはりランチサービスの充実を図り、そういった案を持って、早目に保護者説明会等を行うようにお願いしたいと思います。

次、2項目めなんですけど、まずやはり中学校給食を進めていく際に、ランチサービスの充実というふうにおっしゃったんで、どういったことを充実させていきたいのか。今わかる範囲でいいので、ちょっとお伺いしたいんですけど、よろしいでしょうか。理事、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3点ごとにちょっと考えられることです。実際にできるかどうかということも含めて、考えられることでお答えしたいと思います。

まず、就学援助ですね。これは学校給食法にのっとった給食をする場合には、就学援助の対象としなければならないということです。ただ、ランチサービスの充実となると、学校給食法にはのっとるということではないんですが、市独自の判断で、就学援助の対象にできないかという検討をするというのが1点あります。

それから、注文方法の利便性を図るという面でいくと、現在、本市の注文方法でいくと、かなり前から注文しなくてはいけないということがあります。他市町の例を挙げますと、もう例えば直前等に注文する方法もあります。そうなってくると、当然その辺の部分の予算等も必要になってきますが、どこぐらいまでをもって注文できるようにするかと。なるべく注文しやすいような方法です。例えば紙で注文なのか、今はもうスマホ等で注文するという方法もあるそうなんです、そういった方法も含めて検討することはできると思います。

一番難しいのは、多分質の向上という部分がいつも難しいということでお尋ねになりますけど、質の向上というのは、幾つか項目があるんですけども、例で言いますと例えば食材ですね。食材を例えばこちらのほうから指定するということがありますし、それから献立です。献立について、業者が組んだ献立で全てするというのではなくて、幾つかこちらのほうの意見も入れてもらうと。完全に入れてもらうのは難しいかもしれませんが、そこに参与して

いくという部分も考えられると思います。

それから、例えばそれぞれの食には季節があったりとか、それから行事と関連したのも当然考えられます。そういったふうに行事食とか季節食等も献立の中に入れてもらうとか、そういったことは考えられると思います。

一体どういった内容ができるのかということは、今後業者の選定もあわせて考えていかなければならない課題だというふうに捉えております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） きついことを言うようですが、私、去年の11月、12月、1月、前年度ですね、にかけて、子ども会を中心にちょっと保護者といろいろ意見交換会したんですよ。そうしたら、ランチサービスを給食にするというふうに望まれる方はほとんどいませんでした。正直言いますよ。ですから、今のランチサービスをなぜ注文しないかということ、こういった、ちょっと価格が似ているんであれなんですけども、弁当方式だったら、自分たちでつくって持たせますというふうにおっしゃられました。

できたらあったかいものを食べさせてやりたいと、小学校の自校方式。まあまあ、自校方式が厳しいんだったら、せめて親子方式とか、いろいろな方式がある中で、やっぱりあったかいものを食べさせてやりたいというふうにおっしゃっていたんで、ランチサービス例えば充実したとしても、注文率が上がるかというのは、私は正直言って疑問に思いますね。

ですから、そこをもう一回、利便性を図るというふうな目標はいいとは思いますが、きちんとやっぱり説明会の中で説明をして、例えばそこでアンケート調査をとるとか、そういったことが大事になってくると思うんですね。

それと、やはり中学校ではなく、これから食べていくのは小学校の高学年、低学年もです、かかわってきますので、やっぱり幅広い視野でアンケート調査を行っていかないと、中学校2年生、3年生はもう、もう3年生はまず食べられません。2年生においてもぎりぎりかもしれません。ですので、そういったところでやっぱり実施していただきたいと思います。

次に、市長の答弁の中であったんですが、給食専門委員さんを今回置くようにしたいというふうな補正予算で上がっていましたがけれども、この給食専門委員さんはどのようなお仕事をされるのか、市長、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 給食やいろいろな形の食品をめぐる形についての見識を持った方で、いろいろな形での今までの議論等を見直し、専門的な分野から、どういう形のあり方がいいのか、外からアドバイスをしていただくということで考えておりますし、やはり私たちが気がつかなかったご指摘なんかもいただけるのではないかとこのように思っておりますし、そういう外からの専門的な知識を持った方のご意見を聞くという形で考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） こういった給食専門委員さんというのは、ほかの自治体を参考にされて、今回設置しようと考えられたんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、やはりいろいろな形で、外で専門的な知識を持った方のアドバイスなり、学識、経験からのいろいろな検討というのは必要だと思いますので、別によそのところでどうしているということではなくて、やはり専門的なところでの検討というのをさせていただきたくて、そういうことで考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） いや、ですから聞いているのは、ほかの自治体にそういった給食専門委員さんという方がおられて、例えばほかの自治体にですよ、そういう方がいらっしゃるの、じゃあその専門委員さんというのはこういうふうな、何か例えば免許があるとか、こういった見識がある方をうちにも置こうということと呼ばれるんですかというふうに聞いているんですよ。例はあるんですか、例は。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そういうよその町を見て、そこにこういうのがあるから、そういう人を入れようということを参考にしているわけではありません。やはりいろいろなことで必要なこととして、私が提案しているわけで、ほかの町の例はここにこういう例があるというふうなことは把握しておりません。私が必要ではないかと思ったから、提案しているんです。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ですから、その専門委員さんというふうになれば、やはり専門ですから、給食に関することにですよ。どういった、私は余り聞いたことないですけども、知識や見識。例えばほかの自治体にそういった方がいらっしゃって、例えば小・中学校は給食専門委員さんを中心として幅広くやっているというんであればわかるんですけども、そういった自治体の例もなく、いきなり市長が給食専門委員というふうに連れてこられても、研究検討委員会等々、外部の意見も大事だと思うんですが、困惑するような気がするんですよ。ましてや1人でしょう。どういった立場でお仕事されるのかわからないですし、まだ補正予算通ったわけではありませんので、議員各位納得するかどうかわかりませんが。

今後、専門委員さんを置いて、市長のお考えでは、先ほど第1答にご答弁された無駄を省きとか、何かそういったことなんですが、結局中学校給食どうしたいんですか、市長のお考えとしては。ご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、先ほど言いましたように、大きな方向性として、やはり中学校給食は実現されなければいけないということは考えております。これはもう大きな方向性として、今すぐ、費用の問題等々ありますので難しいとしても、大きな方向性としてそれは目指して進めて

いかなきゃいけない。大きな学校教育の課題としても、いろいろな分野から必要なものだというふうには私では考えておりますが、費用的に今は難しいという形になっておりますので、説明会をしながら、保護者説明会をしながら、ランチサービスの充実ということと、いろいろなものの改善を図りながら、頼んでもらう注文の比率を増やしながら進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） さっきも言いましたけれども、ランチサービス本当に、ランチサービス注文するなら自分たちでつくるって、それが保護者の意見ですよ。充実させたところでどうでしょうかね、果たして。利便性がよくなったとしても、上がるかどうかわかりませんよ。

じゃあ市長、ランチサービス充実、充実とおっしゃいますけれども、ランチサービスどのパーセントで市長は満足されるんですか。100%ですか、50%ですか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） かなり今ランチサービスについてのご意見あるようですので、私としては、今のランチサービスが決してそういうものではないというあたりのところを教育部のほうから、決して評判は悪くはないんだというあたりを言ってほしいと思うんです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、今も議員がおっしゃったように、非常に評判が悪いということではなくて、いろいろな形で改善を図って、ランチサービスを注文していただくようにしてほしいというふうに思っておりますが、私、かつて50%というふうなことは言ったことがありますが、やはり決して今のランチサービスがおいくないとか、冷えているということは決してないと思いますし、あったかいですし、おいしいものだというふうに思っておりますし、やはり目標とすべきものは、やっぱり今10%以下のような形ですが、やっぱりそれを少しずつ上げながらやっていく中で、大きな方向を見出していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 私は評判が悪いなんて一言も言っていませんから。もう、どういうふうにかかっているんですかね。注文率が低いから、どうしたいんですかということを知っているわけです。市長の考えとして、何%まで持っていきたいのかです。全員喫食にしたいなら100%が目標でしょう。そのためにランチサービスを充実させるんじゃないんですか。50%でいいんですか、半分がいいんですか。それで満足なんですか。

ですから、ランチサービスは注文率が低いから、中学校給食を改善して、研究委員会立ち上げて、できたら例えばいろいろな方式ありますよね、市長は一回もその方式述べられませんが、もう本当、だからランチサービスを給食にすればいいぐらいに思っているから、結局何でも給食にしてしまえばいいぐらいのお考えしかないんですね。それが不思議でたまらんの

ですよ。

だから私は、ランチサービスは余り、ランチサービスを注文するぐらいなら、私は自分で弁当をつくるという意見が多かったですよというふうに言っているんです。

だから、保護者の意見としては、やっぱり小学校のように自校方式にしてもらいたいと、圧倒的です。それなのに市長は、ランチサービスに持っていこう、持っていこうとしているんです。市民や保護者の意見、全く聞こうとしてないですよ。それで果たしてランチサービス充実したからといって、注文率が高くなると思いますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 長谷川議員は自校方式に随分こだわってありますが、自校方式、親子方式、給食センター方式、ランチサービスという大まかにいうと4つの方向性があるわけですが、給食改善委員会から庁舎内に出てきた方向性というの、一つのランチサービスという方向でした。

また、議会のほうも、給食問題の委員会が出てきた要望書の中に書いてあったのも、私は自校方式ということではなくて、当面はランチサービスの充実を図り、全員喫食を目指すべきだというふうに私は書いてあったというふうに理解いたしております。

ですから、もう話としては、いろいろな検討はされておりますが、そういう形の結論になって、それで検討して進んでおるとい状況ではないかと私は理解しております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 要望書の件は、ちょっと何かまた理解不足かなというふうに思うんですけれどもね。ランチサービスを給食にすれなんて書いてありましたか。そんな要望書、神武委員長おるんであれやけれども、出てないと思うんですけれどもね。

ですから、何か私の質問に対しての答弁もあれですけれども、何かどういった理解をされておっしゃられているのか、ちょっと非常に困っています。今度どう質問していいのかわからないですね。どういうふうにすれば市長に伝わるのかですね。

今後も一応検討、検討というか、進めていくおつもりであれば、最初から言っていますけれども、やはり基金等を積み立てて、将来大きく進めていくお考えであれば、やはり基金等を積み立てて、それは今すぐはできないと思いますよ。

私、前期も質問したとき、やはり費用の面で大分かかるというふうに言われたんで、ちょっと諦めていたところあったんですけれども、芦刈市長になられて、公約で完全給食やると言うもんですから、またちょっと私も火がついて、こういったやり方もあるというふうにとずっと、アドバイスではないけれども、送ってきたつもりなんですけれども、全くそれを聞き入れられず、何か全然ほかの方向に進んでいるというのが現実ですね。ましてや保護者等々が望んでない方向に進んでいるというのがですね。

ですから、今後本当に実現したいのであれば、将来のことを考えるのであれば、もう一回言っていますけれども、基金を積み立ててやはり進めていくべきだと思いますが、市長のご見解をお

伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） どういう形式、様式、方法にするかによって、建設費用がかかるか、業務委託料になるのかということがありますので、基金ということになれば、恐らく設備を自校でするという、あるいは親子方式なり給食センター方式なり、設備をするということが前提の上の基金だろうというふうに思いますが、いずれにしてもお金がかかることですので、その費用は全体の中で出していかなきゃいけないというふうな形の財政の問題がありますので、そこはしっかり検討していきたいということで、今回、行政改革という方向性を出しておるわけですので、いずれにしても費用の問題というのはとても大きい問題だし、それがちゃんと裏づけできるものを持っていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ちょっともう時間もあれなんですけれども、最後になりますけれども、やはり将来を見据えた上でというのは、今市長は何かランチサービス方式だと費用がかからない、建設費はかからないみたいな感じで、だから言ってないけれども、僕はそういうふう理解したんです。おっしゃられた、結局お金はかかるわけですよ。ですから、将来的なことを考えて、積み立ててしたほうがいいですよということを私言っているんですね。それが理解できないんなら、もうこれ以上何を言っても理解されないと思います。

やはり中学校給食に関しては、市長の公約ですよ。今度どのように、市長がどのように説明会を行っていくのかわかりませんが、大変なことになると思いますので、これは覚悟しておいたほうがいいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番塚剛議員の一般質問を許可します。

〔1 番 塚剛議員 登壇〕

○1番（塚 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1 件目として、本市における地域防災の取り組みに対し、以下4項目についてお伺いします。

1 項目めの災害時における避難所や施設などでのお湯など飲料の確保のための災害協定の推進について伺います。

平成7年の阪神・淡路大震災や平成23年の東日本大震災、さらには一昨年に関東・東北豪雨、そして今年7月5日、6日にかけて九州北部豪雨災害など、我が国ではこれまでも地震、津波、さらには台風などによる風水害など多くの災害が発生しています。このような経験から、国を初め各自治体では防災・減災に対する意識が高まり、各地でその対策や防災訓練などが講じられてきています。

そのような中、被災時には、その初期段階及び避難所において飲料を確保することが重要ですが、近年、飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対し無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各自治体においては、災害時に被災者に飲料を提供することを目的に、飲料メーカーとの災害支援協定を進めている自治体があります。

中でも、東日本大震災の経験から生まれた災害対応型紙カップ式自販機は、災害発生後、電気、水道が確保されれば、災害時にお湯、お水、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルクの調乳やアルファ米の調理などにおいて大きなメリットがあると言われていました。

これまでの主な実績としては、常総市での鬼怒川決壊による避難所では、9月10日の提供開始から10月10日の避難所閉鎖まで、延べ8,000杯が提供されています。

また、昨年4月の熊本地震では、災害協定締結先の医療機関において、1日最大500杯の提供がされ、各地から派遣された災害派遣医療チーム——いわゆるDMATですが——の方からも、お湯の提供は大変に助かったとの声も出ています。

そこで、本市においても、このように災害時に避難所や病院などにおいて、お湯など飲料を提供できる災害対応型紙カップ式自販機の設置及び災害協定の締結を検討するべきであると思いますが、市長、所管の見解をお聞かせください。

次に、2項目めとして、災害後の対応に有効的な対策として、被災者支援システムの導入について、昨年の9月議会において一般質問させていただいておりました。その後の経過について、所管及び市長のご見解をお願いします。

次に、3項目めとして、昨年8月に国土交通省より「防災行動計画策定・活用指針」が出されています。この指針は、防災行動計画、いわゆるタイムラインですが、災害の発生を前提に、防災関係機関などが連携して災害発生状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動と実施機関・団体などを時系列で整理した計画で、災害対応力の向上を目指すものです。

これにより被害の最小化を図るもので、太宰府市においてもハザードマップが対象とする災害などを基本に、他地域において被害が甚大であった事例等を参考としてタイムラインを検討する必要があると思いますが、所管及び市長のご見解をお伺いします。

次に、4項目めとして、太宰府市の過去の災害データを踏まえた本市の現状調査について伺います。

昭和48年筑紫豪雨を初め風水害だけでも十数回起きています。また、本市も平成15年の風水害、土砂災害では、特定地域に甚大な被害を受けています。そして、今年の九州北部豪雨災害では、福岡県で33名の死者を出し、朝倉市で5人の行方不明者と痛ましい災害が発生している現状を考慮すると、太宰府市が今なすべきことは、四王寺山、宝満山に関係する地域や御笠川河川沿いに隣接する地域の方々へ、市民と情報共有するとともに、今後の防災対策を協議していただきたいと思いますが、所管及び市長のご見解をお聞かせください。

以上、1件4項目についてご回答をお願い申し上げます。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 地域防災の取り組みについてご回答を申し上げます。

毎年のように、とうとい命が犠牲になる自然災害が全国各地で発生しています。本市におきましても、過去において豪雨災害を経験していますが、近年の災害状況を考慮しますと、防災・減災に向けた取り組みを多方面から強化しなければならないと考えております。

防災・減災においては、自助、共助、公助の取り組みが重要ですので、市として自助の重要性の周知、共助に係る支援や助言を今後とも進めていくとともに、公助においては、防災・減災に有効な手法や備えを推進してまいります。

なお、詳細につきましては担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきましては、私のほうからご回答申し上げます。

まず、1項目めの災害時における避難所や施設等でのお湯等飲料の確保のための災害協定の推進についてでございますけれども、現在、市内公共施設内には50台を超える自動販売機を設置いたしております。自動販売機で災害時、お湯、水の提供ができることは、飲料水の確保といたしまして補完的な役割を果たすと考えられます。災害時に避難所となる施設の既存の自動販売機の契約内容でありますとか、そういったものを調査するとともに、導入に際しての条件、こういったものを調査研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、2項目めの被災者支援システムの経過についてでございますが、災害発生時におきまして、このシステムを活用することのメリットは十分に認識をいたしております。住民情報の連携の改修を含め、今後導入の検討を行ってまいります。

次に、3項目めの防災行動計画、タイムラインの策定についてでございますけれども、平成28年8月に国のほうから「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」が示されてございます。まず、太宰府市地域防災計画や災害向けマニュアル、作成中の業務継続計画、BCPでございますね、などとの整合性を確認いたしまして、運用方法を確認していきたいというふうに考えてございます。

最後でございますけれども、4項目めでございますが、本市の過去の災害データを踏まえた

調査についてでございますが、福岡県が過去の豪雨災害を参考に、その基準に基づき、土砂災害警戒区域、また特別警戒区域を指定して、危険箇所をハザードマップで明示をいたしております。現状調査につきましては、災害想定や調査内容、費用などについて、今後調査検討が必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） ご回答ありがとうございます。項目が4項目ございますので、1項目ごとに精査していきたいと思っております。

最初のこの1項目めですけれども、これは内閣府が公表した避難所の運営ガイドラインの中に、市長にこれ知っておっていただきたいことなんですけれども、結局平時において、災害対策本部体制というのは平時はありませんので、避難所の対策は防災課とか防災担当の方が一任されているということが現状で、ほかの自治体もそうなんです、そういうことが浮き彫りになっております。

平時からの対応でできるところの対応策というものを、具体的に全庁体制でもう少し太宰府市もやっていかないといけないんでないかと、このガイドラインを見て私もそう思いました。

それと、本来は避難ということでありまして、そこの地域の住民の方が主体的に避難をされるわけでございますが、我々行政の役割としてそれをバックアップする体制の確立というのは、市町村の災害対応業務の根幹の一つというふうに、このガイドラインの中にもございます。

私が申し上げたいのは、今回のこの設置することによって、避難所のこの良好な災害後の対応として、生活環境の確保に向けた取り組みの一環として質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

今回このカップ式の自販機につきましては、東日本大震災の実情を見ますと、これは平成23年3月11日に大震災が起きたわけですが、その後、宮城県内で6カ所の避難所で計8台設置をされまして、延べ127日間、合計35万杯という実績がございます。

そういった中で、利用された市民、住民、また関係者の方のお声の中で主だったところを言いますと、状況としては飲料の支援物は各方面から届きます。ですが、ほとんどがペットボトルなんです。なので、そこでお湯が欲しいというとき、特に東日本大震災では3月でございます、まだまだ寒い状況の中で、お湯が必要とされる方に提供ができなかったという実例がございます。

それと、実際にこれを使用された方は、温かい飲料があって大変に助かったという声はかなり上がっております。

それと、ボランティアで来られた方もおられますけれども、そういった方々もカップラーメンとか準備されていかれます。食事、自分の分をですね。そのときにお湯があるというのは非常に助かるということを言われていました。

じゃあ、大きなメリットとして、お湯がじゃあどういふのがあつのかという、先ほども申し上げましたけれども、粉ミルクの調乳でございます。やっぱりお子さん育てのまだ乳幼児に對しての対応ですね。それと、あとアルファ米。これは長期保存のきくお米ですが、1回水かお湯で戻さないといけないといふところ、あとフリーズドライ、こういったものにしっかりとメリットとしてお湯の活用がされている。

それと、紙コップのこの利点でございます。紙コップというの、1つは衛生的である。常時ずっと置かれてあつた品物ではなく、紙コップですから衛生的であるといふのと、哺乳瓶がないときでも紙コップに適量入れて調乳すれば、紙コップは変形して赤ちゃんに飲ませることが出来ます。それと、あと紙コップでございますので、廃棄するときにかさばらない。いざとなつたら、寒かつたら燃やすことも出来る。こういうメリットもでございます。

そういった中で、ほかの自治体の活用事例を見てみますと、山梨の豪雪のとき、5日間で550杯、徳島のほうで、これは平成26年8月の豪雨のときなんです、延べ20日間で1,150杯、広島土砂災害のときも1カ月間で7,200杯等々、たくさん事例がございます。

そういった実績を踏まえて、今、これはちょっと古いデータで大変恐縮なんです、2015年8月末現在では、52の病院に64台、36自治体に65台、総計235件の295台設置をされている現実がございます。

こういう効果的な災害後の取り組みについて、市長にここにお伺いしたいと思いますが、私はこの災害型の自販機の設置についての向けての協定は、もうこれは太宰府としてやらないといけない状況だと私は認識しておりますが、市長のご見解を求めます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議員ご指摘の災害対応型の紙コップ式の自販機、本当にお話聞かせていただきまして、いろいろな意味で、カップラーメンや粉ミルクをつくるなり、またアルファ米の調理等において、非常に意義深いものがあると思ひますし、災害時、いろいろな形で活用ができると思ひますので、非常に有効なものではないかといふふうにお考えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堀剛議員。

○1番（堀 剛議員） 市長ありがとうございます。前向きなご検討で捉えさせていただきます。

それでは、所管のほうに確認させていただきたいんですが、先ほど50台からの本市におけるいろいろな設置台数の中で、いろいろな契約状況があるといふふうにお話聞かれておりましたが、今後この対応検討といふのは、実施可能な検討で方向性を向けてご回答いただけるのかどうか、その点確認させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市内の公共施設の中には、議員おっしゃるように災害対応型、議員が今

回提案のカップ式ではございませんけれども、松川運動公園のグラウンドに自動販売機1台が、この災害対応型自販機を設置をしているところでございます。

あと、避難所となる施設での導入ということでございますけれども、実際その避難所となる施設自体が、その管理運営を指定管理者で行っているところもでございます。そういった現在の自動販売機の契約内容の確認、先ほどもちょっと答弁いたしましたように、そういったところのまずは確認でありますとか、あとその導入する際のいろいろな条件ございましょうから、そこら辺の協定内容の検討をまずもってさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、この件につきましては終わりたいと思いますが、市長、とびうめアリーナとか中央公民館、プラム・カルコアとかいきいき情報センターとか、多く市民の方がお集まりになる場所、まずそこから設置いただける方向性でご検討いただければと思います。

では続きまして、2 項目めの被災者支援システムの導入についてでございますけれども、これも前回も申し上げましたが、これ被災者支援システムの一番の大きな特徴は、家屋被害とかではなくて、被災者を中心に考えてのこの事務事業の支援システムになっておりますので、これは災害対策基本法の第90条の3 第1 項において、市町村の長が作成できることとされておりますということでありました。市長におかれまして、この件についてしっかりと責任ある迅速なる対応の成果を求めるものでございますけれども、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 被災者支援システムについてのご質問でございますが、議員ご指摘のように、数多くの被災者や家屋の損壊を招く災害が発生した場合、必要な物資の確保や被災証明の発行、仮設住宅の確保など、支援者への支援を迅速に取り組む必要があることから、情報を一元化して管理運用することが重要になりますので、このシステムは極めて有効だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、所管のほうに再度確認なんですけど、この被災者支援システムのほうも導入の方向性で、具体的に活用していく方向性で検討しているという捉え方でよろしかったでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほど市長の答弁にもありましたが、被災証明書の発行でありますとか、支援金、義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退居とか、あと被災者支援に必要な情報を一元的に管理できるメリットは十分に認識しておりますので、現在はその住民情

報の、あと連携の課題がございますので、その連携の改修を含めて導入を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 所管の方に、これは済みません、附則事項ですけれども、これは講師派遣が、国のほうも地方公共団体情報システム機構のほうから派遣が行われております。所管のほうには情報提供の資料をお渡ししていますので、しっかりと活用していただいて、今回のシステム導入に当たって寄与していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、時間が迫りますので、3 項目めに移ります。

3 項目めのタイムラインの作成についてでございますけれども、この分につきましては、災害対策基本法の第50条を参照として、国土交通省が活用指針を昨年8月に出された内容でございます。この全国の取り組みとして、570市町村——これは去年の7月現在ですが——で作成されております。

本市の現状の取り組みとして、自然災害による被害を軽減するために、堤防とかインフラ整備とか先ほどからご説明いただいておりますが、そういった予防対策は確かに大事なことでございます。

ただ、この予防対策も設備の分に関しましては、やっぱり時間が要する、相当な時間を要していくのではないかなと私は思いますので、そこで大事なことは、今、門田議員も言われたように、線状降水帯を初めとする今は予想外の降水量を増していく、いわゆる施設の設計外力を上回る災害が予想されている今、施設だけでは防ぎ切れない災害が発生するという考えに立つことが大事ではないかと。

そのための備えという考え方をまず基軸にいただければと思いますし、今地域防災計画書は確かに太宰府にはあります。防災委員の方も一冊一冊お持ちになって、毎回会議されているというふうに私も伺っておりますし、ここへきめ細かく書いてありますけれども、実際に災害が起きたときに、いつ、誰が、どのように動くのか、これが平時においてはなかなか見えてこない。そういった意味合いを込めて、今回タイムラインを構築する重要性というのは、私は物すごく大きなものがあると思います。

効果として上げさせていただければ、4点あるんですけども、先読みを生かした早目の行動ができるということ。それと、防災機関のいわゆる自分の担当エリア、責任区域が明確になるということ。それと、防災行動の抜け、漏れ、落ち、これが削減されるということ。それとあと、顔の見える関係ですね。

本来、私、ここで申し上げたのは、本庁の中のタイムラインと言っていますけれども、将来的には国、県、本市、各防災関係機関、そして各種団体、最後は一番大事な住民の皆様、市民の皆様、これを時系列としてタイムラインの作成を積み上げていく、まず本庁の体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

これを積み上げることで大事なところは、やっぱり振り返りができるんですね。防災訓練するために気づく点、改良しないといけない点が出てきます。その都度、このタイムラインというのは充実を図られることができるということでございます。

それと、これは参考までに申し上げておきますが、関東・東北豪雨における避難勧告の発令割合、これが、これは平成27年の分なんですけれども、タイムラインを策定していたその地域が、タイムラインをつくっていた地域は、7割がもう勧告を早目にぽんと出しているんです。実際タイムラインを策定していなかった自治体は、避難勧告を発令するタイミングをちょっと逸したのが33%。

これは何を意味するかと申しますと、タイムラインがあることで、早目に行動ができるということが大きなメリットでございます。

遅れるというのは何なのかといたら、最後、市長、責任あるお方が判断するときに、ぎりぎりまで待つんです、災害の。だから遅れる。

大変恐縮ですが、前回太宰府市で平成15年7月ですか、豪雨災害があったときに、ちょっと議事録見させてもらいました。その中にあったのは、避難のその状況で、まず遅れたというのを書いてありました。それが事実かどうかわかりませんが、議事録ではそう書いてありましたし、市の対応についてもいろいろ要望が具体的に上がってきていました。

それはもう今日は時間がありませんので割愛いたしますけれども、以上のことを踏まえて、本市の今後のタイムラインを作成して、そしていつ、どこで、誰が動くという見える化をしっかりとつくり上げて、公表できる段階まで持っていただければと思いますが、このことについて所管のほうのご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まさに今堺議員がおっしゃるように、このタイムラインは、地域防災計画の見える化というような形で、早目の行動、先を見越した早目の行動、また責任エリアの明確化でありますとか、防災行動の抜けがないかとかというようなことで、まず全体のタイムラインとなりますと、相当な時間等もかかってこようかと思っておりますので、まずは内部マニュアルとしての位置づけといいますか、まずはそういった検討から始めさせていただきたいというふうには思っておりますけれども、先ほどの答弁の中でも、BCPですね、業務継続計画、これとの関係課も密接でございますので、そういったものとあわせて今後検討していきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 最後の4項目に移りたいと思います。ぜひ所管の方につきましては、タイムラインの作成をよろしく願いいたします。

それでは続きまして、市民との情報共有という観点でございますけれども、この今一番大事なことは、専門家の方のいろいろな意見を見聞きしておりますと、一番大事なものは、やっぱり

脆弱な地域、特に平成15年のこの太宰府市の災害においても、特定した時期がありました。議事録にも載っていました。

その件も具体的には申しませんが、やっぱり山ですね、あと川。これについても、近隣の住人の方に地域特性をしっかりと認識していただくことが大事なんではないかと思えます。避難するところも大事なんですけれども、まず逃げるといふ行為のもとに意識を特に地元住民の方に持っていただきたい、このような思いから、今回4項目に入れさせていただいております。

特に、この間、私も敬老会に参加させていただいて、人生の先輩である70代以上の方がたくさん参加されてありましたが、この先輩たちの元気なお姿を見て、私も安堵はしたんですけれども、中にはやっぱり介助が必要な方が数名いらっしゃいました。

そういったことを見ると、やっぱり地域特性をしっかりと地元住民と意見交換を交わしていただいて、特に災害弱者といわれる高齢者とか障がいをお持ちの方々に対して、周知を改めてつくって作り込みをしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

市長、そのあたりの点について答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今議員ご指摘のように、いろいろな形で太宰府市内の地域地域にいろいろな特性、あるいは今までの被害の経験ありますので、そのあたりをいろいろな形の計画等に織り込みながら、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） じゃあ、これで終わりますけれども、市長、そのあたりしっかりとよろしくお願ひいたします。もう災害はいつ来てもおかしくないという状況です。

本市においても、市長が言われていますように、安心・安全なまちづくりと日ごろから言われていますが、それは反面、災害に強いまちづくりが求められているということだとも思えます。

防災・減災対策を初め事前準備の段階で、私たちも含めて本市の役割責任というのは重大なものと、ここが大事な点だと思えますので、災害対策に対して市長が今後しっかりと意識を持って、全庁で事前な対策を取り組まれますよう強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

まず、太宰府東小学校の給食調理業務の件についてであります。

本市の7つの小学校調理業務は、太宰府小学校を皮切りに次々と民間に委託をされてきました。平成13年ごろだったと思いますが、市当局と市職員労働組合との交渉の中で、組合は直営自校方式を3校残すべきだと主張しました。当局は2校の直営自校を残すということで、お互いに主張をしながら、結果的に交渉の妥結点として2校、東小学校と南小学校の給食調理業務を直営自校方式にて残すという結論に達したという経過がございます。

東小学校と南小学校の給食調理業務を直営自校方式で残すという結論に達した経過がありますが、直営自校方式で2校を残すという理由について、私の平成13年12月議会での執行部の答弁の中でも回答がなされておりますが、危機管理上から必要と判断した結果と思われま

す。その際、直営自校であるので、職員の退職後は職員で補充すべきという私の質問に対し、市当局は職員で補充しますと回答をされております。しかし、現実には、正規職員はおろか、嘱託職員すら補充をしておられません。議会での回答をほごにしていると思われま

す。自然減を意識的に狙ったのではないかと思われるように、南小学校の調理業務を民間に委託をされました。そして今、唯一直営自校で残っておるのが東小学校であります。この東小学校の給食調理業務を民間に委託をしようとする動きがあります。

6月20日、芦刈市長は市職労との交渉で、東小学校の給食調理業務を民間に委託すると一方的に通告をされましたが、これは余りにも経緯を無視したものであると思われま

す。さらに、議会答弁で2校を残す理由として、先ほど申し上げましたように危機管理上からと回答をされております。2校を残し、職員の退職後は職員で補充すると回答し、補充もしていない。今回、東小学校の調理業務を突然民間に委託するというのは、極めて理不尽であり、その見解を求めるものであります。

次に、副市長及び教育長への解任及び解任の動きについてであります。

まず、副市長解任の理由についてであります。本会議初日、市長は行政報告とそれに対する質疑の中で、副市長は古い体質を持っていた人であり、改革の意思が希薄であった、あるいは入札についても取り組みがなかった、あるいは取り組まなかった、また先ほどの東小学校の民間委託についてでございますが、取り組みが突然変わったなどと解任の理由を述べられておりますが、いずれも事実を歪曲しているものであります。改めて副市長の解任の理由を伺います。

さらに、教育長についても解任の通告あるいは通知をしたのかについても伺います。

市長の行政報告に対し私は、教育長の解任通告をしたか質問をしましたが、答えるべきではない、ここでは控えさせていただくというふうには回答されましたが、その理由についても伺いをしておきたいと思います。

以下、再質問については議員発言席で行いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 村山議員の質問にお答えいたします。

1件目の太宰府東小学校の給食調理業務について、教育長からの回答ということでございましたが、大きな市の方針についてのご質問でございますので、私のほうから回答させていただきます。

小学校給食調理業務の民間委託につきましては、平成6年の太宰府小学校から順次進めてまいりまして、平成25年の太宰府南小学校の委託をもちまして6校目となり、今に至っております。

直営は現在太宰府東小学校1校ですが、第4次行政改革大綱で全面委託の方針を打ち出しているところであり、既に委託している6校については、受託業者が栄養価と安全性を確保した給食を提供している実績があること、また現在勤務されている任期付職員の任期期限が迫ってまいりましたことなどから、太宰府東小学校につきましても、行政改革大綱の方針に沿って、市長として経営的に判断したところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 冒頭申し上げましたように、平成13年の12月の議会の答弁では、2校を直営で残していく、そして2校を直営で残していった、職員が退職した後は職員で賄うと、これがなされていない。自然に退職する分をもって後補充をしないで、自然に南小学校も民間を、調理業務が退職されて、その後に補充をしないので減っていった、そして今東小学校が残っておる。

これは南小学校が議会回答のとおり補充をされておれば、そういうふうになっていなかったと思いますが、なぜ補充をしなかったのか。議会回答では、補充は職員で補充をするというふうには回答をされておりますが、なぜ補充をされなかったのかお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その後、平成25年にも同じように村山議員のほうから民間委託についての一般質問があったやに思っておりますけれども、そのときにも副市長の回答といたしましても、任期付職員ないし、また正職の任用を満了をもって今後は考えていくというような、そのような、最終的にはどこで民間委託をするのかということ協議し続けていきたいというような回答であったやに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 平成25年1月の市長の、当時は井上市長でしたけれども、2校になって、平成19年ごろから具体的な協議をすべきところでありましたが、労働組合との協議をしていなかったという中身的には確認書の協議が出されております。太宰府総務部の183号で、平成25年1月23日付で、労使交渉については速やかに具現化を図るというふうになっているにもかかわらず、されてない結果が、このようになってきたというふうに思います。

それと、危機管理ということで、当局側は2校を残すというので、例えば会社側が倒産をしたりだとか、契約しとる会社がうまくいかなかったようなそういうようなことも含めて、危機管理上、2校は直営自校で残していこうということで妥協がされ、整理をされたというふうに思う。

その2校の職員すらも採用されてなくて、今般東小学校の任期付職員さんが本年度をもって期限が切れると。この際、民間に移行しようとするのは、これまでの経過を私は無視したものであるような気がしてなりません。

やはりここは職員で採用して、そして少なくとも1校は直営自校で残すべきというふうに思います。それが危機管理であるという主要な執行部の回答にも沿うようなことでありますので、これは直営自校で残すべきだというふうに思います。行政改革大綱方針は出ておりますが、全てが沿うというふうには思いません。だから、これはぜひ1校は直営自校で残すべきだというふうに思います。

財政面からだけでなくして、これはかつて太宰府小学校が民間委託に最初なったときに、給食は教育だと、その一環である給食を民間の営利業者に委託することは問題ではないかという議論を相当しました、今から二十数年前に。芦刈市長も、言うならば今回東小学校を民間に委託にするとすることは、お金の問題を優先をされると、こういうことなのかどうかをもう一度お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

執行部の中で、6月20日の組合の団体交渉に対してどういう回答をするのかということで、かなりの議論をいたしました。その結果として、やはり区切りのいいところで、今の現状は金額的に2,000万円かかっているけれども、ほかの学校の現状を見ると、1,000万円あるいはそれ以下で運営されているということは、とても大きな問題であり、執行部で打ち合わせした上で、こういう形の回答をしようと打ち合わせをして、団体交渉の中でその旨を発表した次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 団体交渉の中で協議をしたというふうに言われますが、協議はしてないですね。言うなら民間に移行するというので打ち切るとははずです、この件については。

その件について、組合があだこうだというふうに協議はしてないというふうに私は承知しています。市長が平成30年4月1日から東小学校については民間委託にするという提案があって、それについて協議をしたというふうには私は承知しておりません。協議をしていますか、一方通行的な通知だったのですか、そこを聞きます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6時か7時から始まり、11時近くになりました。3時間ほど同じ主張が繰り返され、組合とは団体交渉をしましたが、大きな方向性を打ち出した上で、協議ということではなくて、もう最終的に11時前後、こういう形で考えておりますということを表明して席を立ったということでございます。ですから、組合の方とは話し合いはしましたけれども、協議という形にはなっていないというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 6月20日、市長の行政報告では6月30日と書いてありますが、これは単なる日にちのミスかなと思いますが、6月20日その件がありまして、以降、極めて非公式でありますけれども、この件について私と市長は話し合いをしたというふうに思いますが、それは覚えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 記憶はあります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 仮に2人、任期が満了になりますね。そしたら、お一人の方はまだ任期が1年残られるというふうに思います。したがって、東小学校の職員も、現在職員が1名、仮に3月いっぱいまで職員がやめられた後に、1人の方が職員として残られます。

この人の労働条件というものは、当然労使で協議されるというふうに思いますが、この東小学校の給食業務の民間委託にかかわる残された職員の労働条件あるいは民間委託にする含めて、労働組合と協議をし、そして整理をされてからということになるかと思いますが、そのように理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 確かに今村山議員おっしゃいますように、任期付職員の方が3名いらっしゃって、そのうちの2名が平成29年度で、3年プラス2年の更新任期を迎えられるという形になります。お一人、任期付職員の方が、3年プラスの2年でありますと、平成30年度まで、平成31年3月いっぱいまでは任期があるという方がいらっしゃいますけれども、そこら辺のところの職員さんとの、実際このお一人残った形でどうされるのかというのは、これからだというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 東小学校の民間委託については、現在対立したままというふうに思います、労使では。執行部側は行政改革大綱に基づいて、全校民間委託にしたいと。しかしなが

ら、3校残せ、2校残せという主張の中の妥協点として2校残すようになって、現在1校になっているわけですから、これをゼロにするということは、当然職員の職場がなくなるわけでありますから、それも含めて、これはちょっと市長にお伺いをしておきたいと思いますが、労使の問題でありますから。労使で整理をして、いずれにしても整理をしてから進めていくようなふうにあるべきという、これが近代的労使関係だろうというふうに思いますので、一方的に行わない、労使で協議し、合意を図ってから、移行するなら移行する、そういうふうにするべきというふうに思います、市長の見解を再度お伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私、先ほど申し上げましたように、こちらの全面委託の方針を打ち出しておりますので、今総務部長が申しましたことについては、どうするかということは、話し合いをしなきゃいけないかと思いますが、大きな方針としてはそういう形で委託するという方向で考えているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 今までの6月の議会での質問につきましても、これは徳永議員の質問に対する回答の中でもそうではありますが、協議をし、これは芦刈市長の答弁です、今後の方向性につきましては、職員組合とも十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに回答しておられます。これは今年の6月議会です。それから平成13年の私の質問に対してもそのように回答しておられますので、そのように理解をしておきたいと思います。

この東小学校の民間委託については、6月議会の回答どおり、今後とも職員組合との協議を図って、十分協議を行いながら進めてまいりたいというふうに回答しておられますので、そのように理解をしてよろしいですね。再度確認します。どちらからでも結構です、市長でも総務部長でも。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6月20日の組合交渉ではそういう話をしております。ですから、それについて私としては、附属した問題の話をする必要はあるかと思いますが、大きな方向性としては、もうそういう形で報告あるいはしておりますので、そういう形で臨みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 執行部の提案はもう20日の日にされているわけですよ、ね。民間委託にしたいということで。だから、残された人の労働条件もそうだし、あるいは民間委託についても了解をしているわけでもない。が、3校のとき、3校を残していこう、あるいは2校を残していこうというとき、もっとさかのぼれば、太宰府小学校の民間委託についても、強硬にはやってないです。最終的には労使の合意もしているわけですから。

そういう意味で、6月の議会の回答どおりに、何度も同じことを言うんですが、今後の方向

性については労使協議を行うというのは、これは当たり前の話です。その当たり前の話をここで明言されないが、どうしても民間委託をやりたい、それに附属すると、附属する部分の労働条件であること、労働条件は労働条件ですから、それに伴う労働条件については交渉するということについてはよろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほど申し上げましたように、附属した労働条件については、事前協議なりいろいろな打ち合わせの中で進めていければと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私は、直営自校方式が子どもの食生活についても一番いいというふうに思っていますし、今までそういうふうに主張をしてきました、議会でも。太宰府小学校が最初に民間委託になるときにも、相当訴えをしたわけでありますから。

そういう意味では、私はこの件については、ぜひとも東小学校は直営自校で、そして期限つき職員じゃなくして正職を来年の4月1日付で採用する。そして、いろいろな学校の給食の展示会だとか協議会などにも、優秀な成績を太宰府小学校は調理業務は行ってきたわけですから、これはぜひとも東小学校については直営自校で残していつてもらいたい。このことをまずこの1項についてはお願いをして、次に回答をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の副市長及び教育長についてご回答いたします。

まず、1項目めの副市長解職の経過につきましては、初日の行政報告で申し上げたとおりでございます。

改めて理由を申し上げますと、当初は副市長として、経験豊かで、市役所内部や議会とのパイプ役として支えてもらおうと考えておりました。しかし、実際には副市長段階でとまってしまう事案があり、報告や相談が少なくなってまいりました。

副市長は4月17日の経営会議直前に、中学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめられ、6月議会で学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費が、概算で約1億8,555万円見込まれ、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至り、ランチサービスの充実へと方針転換することを表明するに至りました。私の公約を実現するのとは反対の方向でございました。

行政改革についても、今までどおりでよいと、改革の方向性を打ち出すことはありませんでした。私と根本的に政治姿勢が異なっていることがはっきりいたしました。

以上の理由により、副市長がこの方では、市長である私と一心同体となって改革を進めていくことができないと判断したものでございます。

次に、2項目めの教育長解任の動きについてでございますが、確かに私は8月18日に木村教

育長に対して、引いてくれないかと申し上げました。その際、教育長はわかりましたと答えられました。みずから辞表は出されないということでした。したがって、現在も教育長の職にありますので、今後もしっかりと一緒に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） いろいろお聞きしたいことはあるんですが、今の回答の中で、政治姿勢が異なっているという、じゃあそういう人を何であなたは副市長に提案したんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 確かに任命責任はそういう意味ではあると思いますが、2年間の歩みの中で、1年目はそうなかったんですが、2年目になって、私の指示になかなか従ってもらえなかったということがあったということが積み重なって、今回こういう形になった次第でございます。これは私の判断でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） いろいろ市長は言われております。行政報告の中でもね。この文章を今の回答でいきますと、中学校の給食については、4月17日の経営会議の前に、中学校給食はこんなにお金がかかるからだめだと、ここで初めて何か1億数千万円かかるというような話を聞いたのだと。これも解任の理由の一つになっているんですが、市長は4月17日の経営会議まで、中学校の給食を現実に行えば、これだけの財政がかかりますという話は、これまで一度も聞かれたことがなかったのかどうか。あるいは、前までは、私どもが聞いたのは何千万円という金額を聞いていたんですけれども、1億8,000万円というお金は、この4月の経営会議のときに初めて聞かれたのかどうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 中学校給食プロジェクトチームの会議の報告書はあります。学校給食法に基づく比較検討等を去年から行ってありますが、その去年の末までの段階で1億8,000万円という数字は出ておりました。ですから、知らなかったということではなくて、むしろそれを実現することが困難であるということ副市長が言われたということです。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長は副市長に対して、古い体質を持った人であったと、こういうふうに言われております。しかし私は、非常に良識的な、そして行政経験も豊富な人であるがゆえに、これはここで市長の言うように中学校の給食を実現をしたら、2年、3年はもつかもされないけれども、5年以降したら市の財政が破綻をしてしまう。そうすると、自治会やあるいはまほろば号やいろいろな問題もカットしなきゃならんと、市の財政が大変になると、こういうことがわかったので、市長、ここは中学校の給食については断念せざるを得ませんよと。ところが市長は、今までの話からすると、私の公約の実現ができなかった、それを阻んだというふうにずっと回答されています。行政報告の中でも。

例えば副市長は、入札についても見直しをするようにしたけれども、全く見直しがされていなかったと、こういうふうに報告をされています。市の財政を真剣に考えるからこそ、今は中学校の給食は行うことはできません、まさに身を挺して市長に進言をしたと思うんです。それが解任の理由の一つにもなっています。

さらに、入札の件もそうです。全く芦刈市長就任して、入札などが見直されていなかったのかどうなのかお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私は、去年から市役所改革と、市役所改革元年ということを書いてまいりました。入札の問題、外郭団体の問題、補助金の問題、いろいろなものを私として見直そうということで取り組み、内部的にプロジェクトチームをつくり、その中でいろいろな議論をしたいということでしてきたわけですが、具体的に予算編成あるいは入札、いろいろな過程の中で、私としてはとにかく今までどおりだということに進んでいるなということ、私が進めようという、いろいろな改革を進めようということについて、残念ですが取り組んでいただける形にはなっていなかったということで、私がそのように判断したわけでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） あのね、この9月議会の初日に、市長は、入札についても全然見直してないと、こういう報告をされましたが、これを聞いていた職員はがっかりしています。見直しをしているでしょう。十分かどうかは別にして。あなたの思うとおりになっているかどうかは別にして。

市長の思うとおりに、入札なんていうのはいきなり完全に変わってしまうなどというのは、業者の関係、地元の業者の関係だとか説明だとかあるから、徐々にではあるかもしれんけれども、入札の契約制度については何点か見直しをしてきているという事実があるでしょう。それはご存じありませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 基準になる金額を、1億5,000万円を1億円にしたという事実はあります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これは入札制度の見直しをやっぺいこうということで図られたことです。でも、9月議会の初日では、入札制度も全く見直してない。だから、これ見直しをしているんです。2億円以上の一般競争入札を1億5,000万円に変えたり、工費を90日分の前払い、そして中間ではまた2割払うというような、いうなら工事が適切に行われるようにということで、そういう見直しもやっぺいきている。ところが、市長の行政報告からいくと、何にもしていない、こういうふうに言われました。

また、行政報告の中で、東小学校の民間委託をすれば年間1,000万円違うと、先ほど言われたようにね。3年間したら3,000万円違う。その文章も3,000万円とか5,000万円とか書いてあ

ります。これも解任の理由、ある日突然に某議員の顔を立てて、直営がいいと言われたと。

先ほど私は、小学校の調理業務の民間委託の質問のときに、この件について私と話したことがあるでしょうと言ったら、記憶にありますと市長は言われました。それはあるはずです。7月の件ですから。

6月20日の日に労使交渉をして、そしてうまくいかなかったので、何とか東小学校の給食調理業務については、労使が妥協するような方法がないかということで、私も組合からの相談も受けました。富田副市長も何とか模索をしてということで、今までの議事録を市長室で副市長はあなたに見せて、そして村山議員とも協議を非公式にしたいという話をあなたにされているはずです。その場には教育長もおられました。議事録を持って、そして芦刈市長は、私にも村山さんから何度か電話がかかっておるということで、富田副市長は私と会うことを市長に報告をして、私と協議をした。非公式ですよ、もっとも。

そういう話をした後、富田副市長は、市長はかたくなだから、市長と直接話をしませんかということで、私とあなたは7月に協議をしたんです。覚えておられるでしょう。

そして、この財政面について市長は述べられた。3年間に3,000万円違います、期限つき任期が5年になれば5,000万円違いますと、お金のことで判断するんですかという話をしたでしょう。そのときにあなたは、この問題については別途非公式に話をしましょうね、というふうに言われた。だから、そうしましょうということで話をして、社会福祉協議会の保育園の落成式のときに、あなたと会う日程を調整しましょうと言うたら、あなたも落成式の式にしましょうねと。お盆明けにしましょうというて私が電話したら、あなたは何と言ったか。村山さん、先に断る必要があるでしょう。私はこの間も言ったように、何ですかと言ったら、6月に問責決議を出したことですよ、社会通念上、おわびするのが当たり前でしょう、と私に言われた。

つまり、富田副市長をやめさせるというあなたの理由というのは、自分の公約が実現できないと、それは財政上からじっくり説明されたはずです。したがって、中学校の給食は財政上とてもできないからということをお前も納得をして、そして6月の議会の中で、中学校の給食は断念をされたと思います。こういう流れがある。

ところが、あなたの報告書見たら、全て端折って書かれておる。これでいくと、この回答書だけでいけば、副市長が4月17日の経営会議直前に中学校給食は費用的に厳しいと言われ、その方向でまとめられていると。しかし、それまでに、あなたも今言われたように、財政事情の説明は受けられているはず。そして、入札の改革もされているんです。だから、理由がない。あるいは先ほど言いましたように、1年たって、あるいは1年たつころから、富田副市長と、言うなら私と政治姿勢が合わなかった、こんな話にはならんでしょう、副市長の件は。

だから、理由がないまま、私は副市長を解任したと。自分の公約が優先する、市の財政がどうなってもいい、5年、6年後にどうなってもいい、公約さえ実現できればいいというあなたの思いが強いから、邪魔だった副市長については解任をした。

同じように、教育長についてもやめてくれと。正確に言うなら、8月いっぱいはやめてくれとあなたは言われています。教育長が、じゃあ8月31日ですねと聞いたら、8月31日は9月議会の初日だから、その前にやめてくれというふうにあなたは教育長に言っています。やめてくれと通知しているんです。

ところが、あなたのさっきの回答では、辞任をしないとされたからと。それは木村教育長にしたら辞任をする理由がないでしょう。

この回答は、私の質問に対する回答ではないんです。私の質問は、期限どおり執行部に対して出した質問は、教育長に対して権限がないのに、8月末でやめるように伝えているが、その理由を問うというふうにはしていませんよ。

最後は何と言われたので、一緒に取り組んでいきたいと、こういうふうにあなたは回答されている。やめれ、おまえは要らんとされた人と一緒に、今後はしっかりと一緒に取り組んでいきたいと。そんな気持ちになるわけじゃないですか、人間として。

解雇通知をしているんですよ。ただ、法上の解雇はできなかつただけで、横におる人に今後とも一緒にやっていきたいと。そういうのが一般的な感情として成り立ちますか。立たんでしょう。

もう一回聞きます。理由。私は理由を求めている、解任の、あるいは解任しようとした。理由は回答の中に載っていません。今後とも一緒に取り組んでいきたいと。なぜ木村教育長に8月末でやめてくれと言ったのか、その理由を私は聞いているんです。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 最初の副市長の件についてお答えいたします。

私は、自分の公約が最優先ということではなくて、いろいろな形での改革を進めなきゃいけない、いろいろな具体的な事実を一つ一つ見ると、やはり一つ一つのことについて、これはどうなのかということを検討されなければいけない数多くの事案があるのではないかというふうに思い、そのためのこれはこう、これはこうということでのいろいろなことをしました。

その中で、しかしながら一つ一つについて全体的に進むというふうな結論にはならなかったものですから、全体的なやはり市民から預かったお金をどう使うかというのはとても大事なことでございます。そういうことについて、いろいろな形での去年から市役所改革元年ということで打ち出して、そういうところをやろうとしてきましたが、進まないなというふうに思って、私は副市長についてはそういう形の解職という形の手続をしたわけで、このままでは改革が進まないとは私は判断したということでございます。

教育長については、そこ書いとるとおりでございまして、理由はというふうなことを言われますと、現実的に教育長としておられるわけですから、そのあたりのところははばかりたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） ちょっとこれ以上質問をする気になりません。なぜかといえば、本人がおろうがおるまいが、本人に伝えておるわけですよ、やめてくれって。本人には何も通知してないと思いますよ。

一般質問を私は締め切りまでに出しました、原稿も。原稿も出して、それで第1答目の回答をいただきました。質問の中身によって市長が回答をしない、はばかるというようなことが通るのであれば、一般質問も中身によっては回答しませんというのがまかり通ることになるでしょう。もう質問されんでしょう、今後の人。ああ、これとこれはしたくない、これとこれは問題があるからしたくない、そんなのが通るんだったら、一般質問の通告も何も要らんでしょう。市長のそんなしゃくで回答ができたりできなかつたり、そんなことを議会が認めたら、議会は成り立たんでしょう。

本人がおられようがおられまいが、ご本人にあなたは言うたんでしょう、やめてくれって。本人がおるから回答を拒むということであるなら、これ以上質問できんでしょう。今からまだ木村教育長の件で僕は聞こうと思っていますよ、あと18分ありますから。これ以上聞かれんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 現実的にこういう形で教育長はおられますので、そのことについて発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 何度も同じこと言わんでください。

私は一般質問の通告しているんですよ、解任の理由は何かって。本会議場ですから、教育長がおられますのはわかっていますよ、やめておられませんから。理由を聞いているんです、理由を。理由が答えられないということであれば、一般質問の通告の中身によっては答えなくてもいいというのがまかり通るでしょう、今後。これを認めるわけにはいかんと私は言っているんですよ。

これが例えば、ほかの例えば教育部長だとかいろいろな問題で、教育部長がどうだこうだになったとき、教育部長がおられるから答えられませんとか、あるいは何かの都合で、市長の都合で答えないということが通っていいですか。これは議長にお尋ねします。こういうことが許されるなら、一般質問の通告制度というのも意味ないです。いいかげんになります。

○議長（橋本 健議員） 市長、解職の理由を教えてください。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、この場で発言した内容は、そのことについてのこの場での発言は、一般的な意味での通告というのとかなり、いろいろな意味での機微にわたるところがありますので、発言は控えたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長、通告書にちゃんと理由を問うというふうに書かれていますので、

今も再々理由を尋ねておられますので、答えていただくようにお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 何度も申し上げますが、理由を問うということについて、いろいろな関係で控えたいというのも一つの答えだというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） だから、そういう前例をつくってしまうといかんということをやられてるんですよ。

市長。

○市長（芦刈 茂） かといって、ここで私は答えません。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 市長、あなたが言ったんですよ。あなたが教育長に、やめてくれと。やめてくれとあなたが言ってないなら、そんなことを私は聞きませんよ。やめてくれと言ったから、その理由は何ですかと、まさに議会に関することですよ。教育長は、副市長もそうですけれども、承認したんですから、議会で。ただ、教育長は別やけれども、副市長は議会の承認も何も要らなくて解任をできたから解任して、今ここにおられませんけれども。

あなたはやめてくれと言ったけれども、法律上、市長にその権限がないから、今教育長おられるんです。おられようがおられまいが、解任したいというんなら、その理由を聞くのは当たり前でしょう、議員として。議員は承認しているわけですから。それにどうしても答えられないというのであれば、あなたは一般質問成り立たんでしょう。違いますか。どうですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 教育基本法、教育長についての解職についての規定があります。その中の4番目に、教育長が辞表を出し、それを市長、教育委員会が認めたときと……。

（「認められんやろう」と呼ぶ者あり）

○市長（芦刈 茂） ということがあるわけです。ですから、私が引いてくれないかということで言いましたが、教育長はわかりましたとおっしゃいましたが、辞表は出さないということなので、その4番目の理由にはならないということになるわけです。

○議長（橋本 健議員） ちょっと回答になっていませんので、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私もちょっと熱くなりまして、冷静さを欠いておりましたけれども、おわび申し上げます。

ただいまの村山議員の質問に対して市長が答えられないという、これは私の認識不足でございまして、答えられないものは答えなくていいというふうになっているようでございますので、答えがないというのが答えでございますけれども、そのようにおさめさせていただきたいというふうに思います。

(「議会軽視」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 村山議員はまた角度を変えてご質問をお願いしたいと思いますが、
17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 角度の変え方を知りません。これは理由を問うという質問ですから、
角度を変えて聞いたり、そういうテクニックは私は持ち合わせておりません。

私は、今議長が言われましたけれども、議長は市長に一般質問の質問ですから答えてくださいと言われたけれども、市長は答えられなかったという事実だけを残しておきたいというふうに思います。

なぜかといえば、例えば飲酒運転をしたらとか、破廉恥行為をしたということであれば、こういうことが理由があるからやめてくれと言ったというふうに言われると思う、多分、そういうことであれば。市長はね。

そういうことがない、つまりさしたる問題はないと。にもかかわらず、木村教育長にやめてくれと言ったというのは、自分の思うとおりにならんからやめてもらったと、やめてくれというふうに言ったというふうに理解せざるを得ない。さしたる理由はないけれども、自分が気に入らないから、木村教育長もやめてくれというふうに言ったと、こういうふうに理解をせざるを得ません。

それから、先ほど私は改革を進めたいと、こういうふうに言われました。あたかも市議会あるいは執行部が改革に反対をしているかのような、そういうイメージを植えつけられようとしているのかもしれませんが、改革などというものは一朝一夕にできるものではありません。入札制度についても、担当者は入札制度の改革も行っているんです。

そして、これはまた初日の日にも言うたかもしれませんが、富田副市長は古い体質を持ったと言うけれども、昨年の12月の行政改革のときにも、富田市長は市長の意を受けて、何とか機構改革を成立をさせたいということで、私は入院をしていましたけれども、いい知恵はなかろうかということで、私の病院までこられた。そういう努力を副市長はされている。あるいは、入札制度についても努力をされている。

そういうところをあなたは見ないで、学校給食の民間委託を突然に某議員で顔を立ててなどという話を持ってくる。改革などというものは一朝一夕にはできないということをはっきり申し上げておきたいというふうに思います。

本当に太宰府市の財政を真剣に思うがゆえに、私はあなたの公約そのものの中学校の給食については、当面は財政上できない。これが先のことを考えないなら、ああ、市長そうしましょう、市長そうしましょうと言うかもしれないけれども、そうはならないというふうに真剣に副市長は思われたがゆえに、思いとどまらせるような話を私は市長にしたと思います。そういう真剣さを、あなたは全く酌み取ってやろうとしない。自分の改革に反対だと。

これは前回も申し上げましたように、市の職員ならば誰でも財政は大事なんです、真剣に考えるんです。あなたは先ほど市民のお金は大事に使わなきゃいかん、こう口で言われましたけ

れども、大事に使うがゆえに、中学校の給食についてはこれだけのお金がある、必要だということ言われた。財政のことを考えるなら、誰だって市民のお金は大事に使わなきゃいかんというのは、あなたから言われる前にみんなわかっています。

ここで言うときと随分違う一例を31日の初日に言いました。問責決議についてどう思うかと言うたら、市長あなたは、市長からのメッセージの中で、これは誠に不徳のいたすところであり、市政運営の責任者として重く受けとめておりますというふうに、あなたは広報のメッセージの中で言われましたけれども、ここで言うところ、私と議長と8月23日に伺ったときは全然違う。到底受け入れがたいというふう言われた。

つまり、議会の意思あるいは市民の意思というものよりも、あなたは自分の公約をどうしても優先させる。だから自治法やあるいは規則や細則などを飛び越して、自分の感情を先に持ってくる。したがって、木村教育長に、権限もないのにやめてくれなどということ言う。そういう意味では、全くわがままで利己主義だと私は前回言いましたが、全く変わっていない。このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで14時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました太宰府市の行政改革について質問いたします。

まず1点目、第4次太宰府市行政改革の総括についてです。

改めて行政改革とは何かを考えてみますと、行政機関において、その組織や運営を内外の変化に適応したものに変えることであり、行政組織の効率化と経費削減を目的としています。

行政改革の一つ一つの取り組みは決して難しいものではありませんが、行革全体で成果を上げるのはなかなか難しい。そのためには組織全体、特に職員一人一人がみずから考え、積極的に取り組むことが必要です。

本市の行政改革は、昭和63年度の第1次行政改革に始まり、4次にわたる行政改革を断行してきました。そこで、直近の第4次太宰府市行政改革の内容を見てみると、行革の方針として、次の5つの事項を掲げています。

1、財政の健全化を目指した市政運営を進める、2、市民参画の市政運営を目指す、3、簡素で効率的な市政運営を目指す、4、より質の高い市民サービスの提供に努める、5、広域行政を推進するといった5つの方針です。

さらに改革の方向性として、これまでの国、県に依存した横並び行政、予算消化主義による事業執行、行政主導の行政運営から、これからは地方自治体として自律意識を持ち、効果・効率性を重視する成果主義、地域への分権という視点を持ちながら市民と協働する行政経営へと、市役所が変わっていくことが必要であると宣言しています。

そこで、第4次太宰府市行政改革の総括として、第4次行革における主要項目の達成状況と課題について伺います。

次に2点目、第4次行革以降の行政改革の進捗状況についてです。

第4次行革の計画期間は、平成17年度から平成23年度までの7年間でしたが、残念ながらそれに続く第5次行政改革計画が策定されずに今日に至っています。

太宰府市を取り巻く環境は、第4次計画策定当時よりも一層厳しさを増しています。何より第5次計画を策定することが急務と考えますが、個別に進められている行革の取り組みもあろうかと思えます。

そこで、第4次行革以降の行政改革の進捗状況について、第4次行革の総括を踏まえて、その後の行革の取り組みと進捗状況について伺います。

以上、2点お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 太宰府市の行政改革について、市長からということでございますが、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの第4次太宰府市行政改革の総括についてでございますが、期間内である平成17年度から平成23年度にかけて、小学校調理業務民間委託や保育所運営民間移譲・委託等の推進、補助金等検討委員会による補助金交付の適正化等及び本市の独自財源であります歴史と文化の環境税の収入等によりまして、経常収支比率が98.6%から90.9%に、また実質公債費比率が14.1%から6.7%に改善するなど、財政の健全化を目指した市政運営を行ってまいりました。

また、市民参画の市政運営を行うため、ボランティア支援センターを設置し、NPO法人取得のための情報提供の実施及び自治会制度、校区自治協議会を発足させるなど、市民団体の活動支援と住民自治意識の醸成を図りました。

そのほか、事務事業評価の実施による事務事業の見直し、改善とあわせまして、団塊世代の大量退職に伴い、再任用制度を活用しながら定員管理を行うことにより、職員を375人から335人とするなど、簡素で効率的な市政運営を行ってきたところでございます。

このように第4次太宰府市行政改革では、一定の成果を上げてきたものと判断をいたしておりますが、課題といたしましては、行政改革推進本部の総括にもありますように、20代、30代の若年層に行政改革に対する認知度が低いこと、業務改善提案や自主研究活動などを行った職員が少なかったことなど、職員が率先して自発的に改善、改革に取り組むことができる組織風土の構築が必要ということが上げられます。

次に、2項目めの第4次行革以降の行政改革の進捗状況についてでございますが、これらの課題を踏まえた上で、具体的な大綱を策定することなく、既存制度の活用を図りながら、行政サービスの向上に努めることを前提とした改善改革運動を組織内部で展開をいたしており、人材改革、仕事改革、財政改革を3本の柱といたしております。

まず、職員の意識改革による市民サービスの向上を目指し、職員がどう考え、どう行動したらいいかを定めるため、職員行動理念を定めました。この職員行動理念は、職員が常に名札の裏に入れて携行いたすようにいたしておりまして、毎日目にすることで意識づけを行い、人材改革を行っております。

次に、職員が自発的に改善に取り組むきっかけとして、仕事、予算、時間のスクラップアイデアの募集を行い、270件のアイデアが提出され、そのうちの幾つかのアイデアについては担当課で検討し実現に至るなど、仕事改革も図っております。また、このアイデアについては、今後も業務改善の基礎資料といたしましての活用を検討いたしております。

また、外部評価委員会を、平成28年度からでございますけれども設置し、事務事業の外部評価を取り入れる等、業務の見直しを行い、改善への取り組みを行っております。

その他、ふるさと太宰府応援寄附につきましては、平成28年12月19日より返礼品つきの制度を開始をいたしまして、平成28年度は約2,000万円の寄附をいただくなど、歳入増加を図り、財政改革を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。第4次太宰府市行政改革では、一定の成果を上げてきたというご回答でしたけれども、もうちょっと詳しく、一個一個をちょっと見ていきたいと思うんですけれども、まず最初に、財政の健全化を目指した市政運営を目指すというところで、財政指標を提示されてご回答をいただきました。

それによりますと、経常収支比率については98.6%から90.9%の右肩下がりという形で改善できた。それと、実質公債費率についても、14.1%から6.7%にこれも下げることができた、これは一定の成果だと私も理解します。

これに関しまして、ちょっと直近のデータですね、9月は決算ということで直近の財政指標も出ています。それによりますと、第4次行政改革では、順次その数字を下げることもできた、改善できたんですけれども、これ平成28年度の数字ですね、ちなみに経常収支比率については、さらに平成27年度は下がっていますよね。90%を割っています。87.5%。これも行政改革、財政改革の結果だと思うんですけれども、それが平成28年度は90.4%、2.9%増えているんですよ。

経常収支比率については70%台が比較的適正だと、80%台になるとやや苦しいと、90%になるとさらに硬直化が進むということで、それこそ政策的な事業ができなくなるという領域に、またちょっと戻っている形なんですね。

関連しまして、実質公債費比率の推移についても、ずっと右肩下がりでも下がってきたんですけども、とりあえず平成28年度までは下がっていますが、それこそ総合体育館とかごじょう保育所の償還が本格的に始まるとなると、こちらのほうももしかしたらまた上がるということもあるんじゃないかと思っています。

あわせて、これからの現状と見込みをご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員ご指摘のように、実質公債費率も、大型なプロジェクト等によりまして起債を打ったということで、今後は少しちょっと上がっていくような感じにはなっていないかと思いますが、これまでずっと改善してきて、なぜ経常収支比率が平成28年度は前年度に比較いたしまして2.9ポイントですかね、上昇したかということでございますけれども、これはその経常収支比率を出す分母となります経常一般財源ですね、ここに大きく原因があるわけがございますけれども、その分母となる経常一般財源の中でも、特に地方消費税交付金、これが大幅な減額となっています。

それで、その年その年の要因が影響してくることもございますけれども、そういったものと、また先ほどのその償還の分については、子育て支援センター等の新たな公債費の償還が発生した要因ということで分析をいたしているところでございます。

経常収支比率の今後の具体的な目標値等は、具体的なものはちょっと設定はいたしておりませんが、経常収支比率につきましては90%を超えると、財政の硬直化が進んでいるということになりますので、その90%ラインを超えないような形でというふうなことは考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この財政状況なんですけれども、給食の問題もそうですね。それこそ太宰府市の今の財政状況、これからの財政状況を考えると、簡単には完全給食のほうに踏み込めないという判断、それで断念という形になったんですけれども、改めて行政改革、財政改革、特に財政改革のほうですね、これについてはしっかり取り組んでいかなきゃいけないと思っています。

引き続きまして、民間委託等の推進についてちょっとお伺いします。

こちらのほうも第4次行政改革の中では、指定管理者制度の導入を進めますというふうにご報告いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在市内には、86施設のうち37施設で指定管理者制度を運用しているというような状況でございます。その37施設のうち、公募が17施設というふうになってございまして、評価の状況といたしましては、新たに平成29年度に運営評価シートの様式を改正いたし

まして、新たに労働環境チェックシートとか財務諸表のチェックシートを作成をいたしておるところでございます。これらによりまして、今までより詳細に管理状況の評価を実施していくということにいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私のちょっと気になっていたのが、指定管理者をどのように評価しているのかというところが、非常にこれからの課題と思っていました。そしたら、もう評価制度というのがようやく始まったということで、ちょっと安心したところなんですけれども、86施設中37施設が指定管理者になってきたということなんですけれども、これは大きく経費の節減と市民サービスの向上を目的にしていると思いますけれども、現時点での経費節減、市民サービスの向上の状況をちょっと簡単にご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 明らかに直営による部分と比較いたしますと、指定管理者制度を導入したことによって経費の削減はできている部分もありますし、逆にできてないといえますか、同等の部分もあるということでございまして、今ちょっと手元に詳細な資料がございませんので、回答はこれぐらいということでございます。失礼いたします。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 次は、市政情報の公開、提供という項目でお聞きしたいと思います。

市政情報の発信、共有が図れたかというところで、今のところ太宰府市の情報発信としては、ホームページと広報紙というところで、それが市政情報発信の道具、手段になっているんですけれども、今のところ市民アンケートの結果なんですけれども、まず市民と行政の情報共有がなされていると感じる市民の割合のほうですね、これが平成28年度はわずか31%です。広報「だざいふ」を読んでいる割合については、これはもう比較的高いです、82.4%。市の公式ホームページを見ている市民の割合、これはもうずっと継続して低いんですけれども、28.6%ということです。

今のところ市民に対する情報発信の手段としては、ホームページと広報紙ということなんですけれども、これで特にホームページリニューアルしましたけれども、こちらの情報発信の率を向上させなきゃいけないと思います。

また、この広報紙とホームページ以外にも、最近はSNSとかいろいろありますから、そういう新しい手段の取り組みについてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市政情報の発信につきましては、今議員おっしゃいますように広報紙、ホームページで行っています。そのほかSNSでいいますとフェイスブック、ツイッター等も活用させていただいて、広く周知に努めているところでございますけれども、ホームページにつきましては、議員がおっしゃったように平成28年度にリニューアルをさせていただいていま

す。

以前よりシンプルに、いろいろな生活は生活、文化財は文化財、観光は観光といったような扉を設けて、よりわかりやすい表示にはなっておるように思っておるところでございますけれども、この情報発信につきましては、内容等を随時見直しながら、今後とも広く、一番はタイムリーに情報が出せるように情報発信を行いまして、市政運営にご理解をいただけるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひいろいろな手段を使って、太宰府のいい情報を市民の皆さんにしっかり伝えていっていただきたいと思います。

続きまして、簡素で効率的な市政運営を目指すというところで、事務事業評価制度の確立ということがあると思います。こちらのほうが平成17年に事務事業評価を始めて、今の書式になったと思うんですけども、この制度なんですけれども、どのように予算や政策のほうに反映しているのかをお聞きしたいと思います。

今回の決算でも、事務事業評価の書類をいただいたんですけども、なかなか書式が難しい表現されているんで、実際にこの施策がうまくいっているのかというのが非常にわかりにくい状況だと思うんですね。これについてはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 事務事業評価につきましては、平成12年から2年間の試行を経まして、平成14年から始めたところでございます。これまでの間にそういった評価の方法とか様式の見直し、また予算項目との整合性、改善を図りながら、現在に至っているところでございますけれども、さらに施策評価へつなげ、その結果を公表し、検証しているということでございます。

予算のほうにどのように反映しているかということでございますけれども、当然この事務事業評価、施策評価等を予算審査のときにも活用させていただいているようなところがございます。

また、平成28年度から外部評価委員会等も設置をいたしておりますので、そういった外部評価委員会が出た意見等も今後は参考にしていきながら、予算のほうに反映をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この評価シートなんですけれども、市民への情報発信の方法としては、ホームページに掲載しているという形だと思うんですが、なかなか難解だと思います。もうちょっとわかりやすい情報発信の仕方があってもいいのかなと思っています。

続きまして、定員管理についてお伺いしたいんですけども、先ほどのご回答では、職員数が375人から335人に削減することができましたということで、こちらのほうも定数的にはしっ

かり行政改革の努力があらわれているのかなとは思うところなんですけれども、まず太宰府市の定員規模としては、類似団体76団体中4位ということですよ。少ないほうから4位です。かなり定員については絞り込んであると思っています。

しかしながら、年齢別の職員数ですよ、そのバランスについては20歳代が多いですね。30歳代が少ない。40歳代後半から50歳代が多いという形で、アルファベットのMみたいなものですよ。真ん中のちょうど中堅職員が少ない形なんですけれども、これについては何かどういいう評価をされていますでしょうか。もし何か、できれば年齢構成というのはある程度平準化という形が望ましいと思うんですけれども、これについてご回答いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員おっしゃいますように、30歳代の職員の層が薄いというような現状にあります。30歳代後半から40歳代前半の職員が大変少ないという状況で、今後平成30年、来年の4月採用予定で、今秋口にまた職員採用試験を予定をしておるところなんですけれども、そこにおいて一般事務、保健師、保育士の職種で、30歳代の社会人経験者あたりを募集していくというところで、今その方向で進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これが経験者中途採用ということだと思うんですけれども、これは本市においては初めての試みになるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 年齢層をちょっと上げた部分については、全く初めてではございませんけれども、社会人経験5年以上というような条件をつけて、今回募集をかけているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） どっちかという技術的なスキルを持った職種ということだと思ったんですけれども、一般行政職の経験者もそれに入っていましたでしょうか。ちょっと聞き漏らしたかもしれません。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 一般事務職についてもということです。そこら辺の層が薄いものですから、社会人経験者を入れたいというところで考えてございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それによって大体、今一番谷になっています30歳代の職員が補えるということなんですけれども、社会人一般経験者ということなんですけれども、その方たちに求めるものって何でしょうか。ただ民間職を経験しているだけではないと思うんですよ。それをもって太宰府市の行政職として働いていただいて、何を太宰府市に持ち込んでいただけるのかとい

うところが、非常にその職員を採用するときの選別、選択のキーポイントになると思うんですけども、どういう方を求めているんでしょうか、太宰府市として。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 民間経験、民間の目から太宰府市、公のほうを見られるというような視点、そういった視点を大切にして、職員の選定といたしますか、考えていきたいというふうなことで考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もう一つ、先ほど私の質問の仕方としては、若い職員の方からも、中堅が少ないから、非常にマイナスのような形で質問させていただきましたけれども、逆に20歳代の若い職員の方、この方たちをどのように教育するかというのが、私ちょっと逆に古い考えだったのかなとちょっと反省しました。

逆に若い職員の感性とか能力というのが、それこそ今までの太宰府市役所になかったものを持ち合わせていらっしゃるのかなと思います。そこら辺で、ただただ教育するというような考えだけでなく、20歳代で若い職員を、それを生かすという、そういう人材育成の考えがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在でもしなやか研修というような形で、それぞれの職員が自分で課題等を見つけて、またスキルアップを行うということで、自分が能力アップ、スキルアップするための研修を自分で見つけてやるというような研修も導入しております。

そういったところから、それぞれ見識を高めていっていただきたいのと、やはり中堅職、係長、主査クラスの中堅職が若手を育てていくという、OJTの中で育てていくというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今ご回答にありましたしなやかな職員ですね、これが太宰府市職員人材育成基本方針ということなんですけれども、ちょっと今しなやかという言葉が出ましたんで、改めてしなやかな職員についてわかりやすくご説明いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 信頼、納得、やる気、完遂、この4つのキーワードの頭文字をとって、しなやか研修というふうに名づけております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、改めて聞かせていただきました。信頼、納得、やる気ですね、やる気、完遂ですね、この頭文字をとってしなやかですね。これ非常にいいスローガンだと思うんですけども、このしなやかな職員ですね、太宰府市の職員の浸透ぐあいですね。これ数字とかではあわせないでしょうけれども、どのくらいしなやかな職員ができ上がって

いるか。これ自体が平成17年度に改定されたものですから、もう大分時間たっています。どのくらいしなやかな職員が育っているかをご回答いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） なかなかしなやかな職員、なにをもってしなやかな職員が育っているかという指標というのを見出すのも、ちょっと難しいところでございますので、何%と言われても、ちょっと回答に窮するところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、数字は私求めないんですけども、私の感想です。何かちょっとしなやかな「や」ですよ、やる気、ここら辺がちょっと元気がないのかなという印象を非常に強く持っています。

最近になりますと、スーパー公務員というのがいろいろな市町村から出てきています。スーパー公務員、大きな市から出てきているわけじゃないですよ。小さな町村からも出てきています。願わくば太宰府市の中からも、しなやかな「や」ですよ、やる気を持った方が出てくればいいかなと思っています。

この人材育成基本方針なんですけれども、平成17年度から続いているわけなんですけれども、それこそ民間経験の中途採用の方も入ってきますと。そういうところで、この見直しなんですけれども、世の中も変わってきています。この指針の見直しについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） これのできたのが平成17年ですから、もう10年以上たつというふうな形になりますから、そろそろ改定のことを考えなければいけないかなというふうな時期には来ていると思います。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね。できれば第5次行政改革計画という話も出てきていますので、この機に合わせてしっかり内容を新たに見直して、リニューアルされることをお願いしたいと思います。

これで第4次行政改革計画の質問については最後なんですけれども、広域行政を推進しますというところがありました。これちょっとやっぱり第4次計画が平成17年度からですので、ちょっと時代を反映しているのかなとも思うんですけども、この広域連携の推進については、それこそ第五次総合計画の後期基本計画からは、これは柱だったんですね。それが外されましたね。それで、一般的な項目として織り込まれてしまったわけなんですけれども、この第4次行政改革計画の中では、広域連携しっかりうたわれとるんですけども、これについては成果というのはどういう成果があったのかお聞きします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 広域連携につきましては、この後期基本計画からは施策としては項目として外れて、削除されたというような形になっておりますけれども、その広域連携を行わないということではございませんで、この施策の33ですね、市民のための行政運営、この中の現状と課題の中でも触れておりますように、これまで同様に一部事務組合や流域連携等の広域連携は進めてまいる所存でございます。そこら辺の一部事務組合や流域連携についての広域連携は、今まさに広域のメリット、スケールメリットでもって運営されているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 大きな視座からはちょっと落とされましたけれども、施策としては織り込んであるということで理解するところなんですけれども、ますます太宰府市を取り巻く状況は厳しくなってきていますので、連携というのが改めて私必要になると思っています。

そこでちょっと伺いますんですけれども、近隣の3市ですね、春日、大野城、筑紫野の3市なんですけれども、このうち本市と最も密接に課題を共有するところはどこだとお考えでしょうか、市長。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 直接的にはいろいろな事務事業、一部組合、筑紫野市と深い関係にあるということはあるんじゃないかと思っております。また、それぞれの職員同士がそれぞれの部門での研修なり交流を図っておるとするのは、とても素晴らしいことだと思っておりますし、そういう意味での近隣の都市との交流は図っていきたいというふうに考えておりますが、3市微妙にちょっと違うかなというふうに思っておりますが、ただはっきり言えますのは、4市1町集まることがございますが、筑紫は一つという言葉であらわされるように、いろいろところで関係を深めていきたいというふうに思っておりますし、一番のやはりあれば、消防本部が筑紫野太宰府という形であるというのが、大きな一番強いところではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 筑紫野市という名前が出てきただけで満足です。この問題については、ちょっとこれから、今回の質問では深めていきませんが、引き続きまた問うていきたいと思っております。

第4次行政改革計画大綱については、全部なんですけれども、最後に全般的な話です。この第4次行政改革の進行管理の公表を、それこそ平成17年から平成23年まででしたので、平成24年に公表という形ですとあると思うんですけれども、ちょっと昔の話なんですけれども、私もそのときは全然関心が実はありませんでしたけれども、これどのように公表されたのかを、ちょっとわかる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 内部での総括ということで、公表はしてないというふうに聞いております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ああそうですか。でも、実はこの大綱の中には、積極的に公表する的なことが書いてあるんですけども、ちょっとそれは残念でした。これについては、第5次にしっかり引き継ぎたいと思っております。

続きまして、第4次行政改革以降の行政改革の進捗状況についてということで、そちらのほうに移っていきたいと思うんですけども、まずご回答の中で、職員行動理念というのを作りました、持っていますよということなんですけれども、そちらについてちょっとご説明いただければと思います。

実は、私これがあるのを全然知りませんでした。改めてですけども、ご紹介いただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 職員全て、この名札の裏にこの職員行動理念というのを入れているんですけども、「みんなで太宰府」という名札——私たちは太宰府を何々しますというような、1つは太宰府を愛します、太宰府を伝えます、太宰府を創ります、太宰府を守ります、太宰府を育てますというような5つのキーワードがあるわけがございますけれども、私たち太宰府市職員は、思いやり、支え合い、コミュニケーションを大切に笑顔ある職場で育て合い、市民と協働し、理想の太宰府をつくるために宣言しますということで、その中で、私はどういったことに心がけて仕事をやっていきますよというのを、それぞれ職員それぞれが自分の言葉でしたためて、これを名札の中に入れて、日々業務に当たっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） すばらしいと思います。これは私が知らなかったのが非常に悪いんですけども、もっと外に対して、太宰府市職員はこういう形で日々の業務に当たっているんだよということを発信してもいいんじゃないかと思えます。

それとまた、ご回答の中で、外部評価委員会というのがございましたね。先ほどもちょっと回答の中で触れたと思いますけれども、この外部評価委員会、平成28年度から始まっていますけれども、これについての公表というのが、今までのところホームページにも載ってないようなんですけども、この公表ですね、こちらのほうはどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成29年度も外部評価委員会2回したんですけども、1回目のときに平成28年度の現状の部分の資料を、その外部評価委員会のときにも公表いたしておりますし、ホームページにも載っていると思います。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと私、ホームページでちょっと見つけられなかったんですが、載っているわけですね。できればわかりやすい公表を心がけていただきたいと思うんですけども。それとあと、ご回答の中に、ふるさと太宰府応援寄附についてご報告がありました。こちらのほうが平成28年度は約2,000万円の寄附をいただいたということで、かなり初年度よりも増えていると私は思います。

思いますけれども、ちなみにこれは新聞の記事だけなんですけれども、春日市が平成28年度の見込みとして、6億7,000万円の寄附が集まるという記事が新聞に載っておりました。これを見て、どうして春日市はこれだけ集めたのかと疑問に思って、ちょっと読み進んだところなんですけれども、職員の方が春日市内の事業者を訪問して、返礼品をピックアップしたと。それが結構当たるものがありまして、結果的に6億7,000万円の寄附が集まる見込みになったというようなことが新聞記事にあったんですけども、これと比べたら非常に厳しいんですけども、太宰府市については約2,000万円ということなんですけれども、春日と本市、市の状況はどう違うのかといたら、どちらも福岡都市圏でベッドタウンで状況は変わらないと、特産品はないというはずなんだけれども、かなり額に大きな開きがあると。

そういうところを考えると、もうちょっと市として頑張るところがあるのかなと思うんですけども、これについてはどうですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） よその自体、都城とか相当大きな額がふるさと納税で入ってきているというような形でございますけれども、春日市も太宰府市も特産品というものは特にはございませんけれども、商工会等を通じながら、そこら辺の返礼品の部分を、今後どのように魅力ある返礼品を打ち出せるかというところで、今頑張っているところでございます。

もうしばらくお待ちいただくということと、ちょっと総務省のほうからも、ふるさと納税に対する返礼品の額の高さのことも指摘を受けているような状況でございますので、そこら辺が3割以下が望ましいというようなこともございますので、そこら辺も相まって検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひ太宰府市職員の知恵と行動力で、額を上げていただければいいと思います。

こういう形で大綱という形はとってないんですけども、計画という形はとってないんですけども、第4次の続く行政改革をやっているというところで理解しました。

しかしながら、4次まで連続して大綱という形で、行政改革計画という形で取り組んできたんですけども、何で第5次計画に平成24年度移らなかったのかというところをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどもご説明をいたしましたように、第4次行政改革大綱以降は具体的な大綱を作成せずに、人材改革、仕事改革、財政改革を3本の柱として、既存制度を活用しながら行政改革に努めるよう、その当時決定した次第でございます。

これまでの間、機構改革、職員数の削減、職員の意識向上を図るための行動理念の策定、またスクラップアイデアの募集、財政健全化比率の数値の改善等、着実に行政改革の成果が出ているものとは考えております。

ちなみに多くの近隣自治体におきましても、この第5次行政改革大綱を策定することなく、行政改革に取り組まれておるところでございまして、本議会におきましては、行政改革推進委員会委員の報酬等を補正予算として計上させていただいておりますが、第4次行政改革大綱が平成23年度までとなっております。現時点で行政改革大綱がないことが問題であると、市長のほうでそういったお考えでございましたので、第5次行政改革大綱に向けての委員会の諮問を諮るための補正を計上させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そしたら、これ市長に聞いたほうがいいですね。今なぜ第5次行政改革大綱なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 去年から私は、市役所改革ということをやってきました。やはりそれは、今いろいろな外部団体をつくると見ていってありましたところ、やっぱり外部評価委員会をつくる、行政改革推進委員会をつくるという、やはりいろいろなことで、市役所内部で行革は終わったということを時々聞くことがあるんです。やはり市役所あるいは行財政改革というのは、市役所の宿命として、やはり市民サービスとしてどれだけ去年に比べて今年が、今年に比べて来年がという充実というのが、一つ一つやはり検証されていかなきゃいけないでしょうし、いろいろな財政の問題を含めて、平成23年度で終わっているということではなくて、やはり今後も引き続きしていくという必要があるということで、本来的に4月から組みたかったんですが、遅れましたが、今回行政改革推進という形での取り組みをして、また新たな第5次の計画を大綱を立てていきたいという形で考えているということでございます。課題はいっぱいあると思いますが、そのあたりについても今後詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 行革大綱という形で第4次以降はなかったんですけども、行革をやっていた。しかしながら、行革に対する引き締めを行うというところですよ、考え直すと。私も行革大綱第5次つくるという考えは、タイミングとしては非常にいいと思うんですけども、ちょっとこれ聞きたいのが、今回の第5次行政改革、いろいろな分野があるということなんですけれども、やっぱり一番の改革のつぼというのが私はあると思っています。これについ

ては、それこそ組織の効率化とか経費の削減だけじゃないと思います、太宰府市の場合は。この行革のポイントですよ、1つだけ上げてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 大きく言いますと、やはりポイントは、今市の職員が大体330人から50人という形ですが、それ以外にも外郭団体、いろいろな人たちがいます。このあたりの人間の配置、人事、数、このあたりをどういうふうにも外郭団体を見ていくのか、これが一番私は大きな問題ではないかというふうに考えています。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私の考えとしては、まず職員、人だと思っています。そこをしっかりと、いろいろな柱が出てくると思うんですけども、まずは職員の人づくりということだと思っています。

この第5次行革大綱なんですけれども、今回の補正予算で行政改革推進委員会というのが費用として上がっていますけれども、こちらは何をするのかということですね。それこそ行政改革推進委員会規則というのを見ますと、市長の諮問に応じて、市の行政改革の推進に関する重要事項を審議しますよということが書いてあります。

第5次行革大綱をつくるに当たって、それこそつくる流れですよ、流れからすると、推進委員会というのはもうちょっと急がなくてもいいのかなと。まずは市役所庁内でしっかり大綱案をつくり上げるということがまず第一歩だと思うんですけども、それこそ推進委員会というよりも、推進委員会というよりも、行政改革推進本部を、こっちを機能させることだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 流れでございますけれども、今後行政改革推進委員会に諮問するための素案といいますか、そういったものを庁内で、市長をトップとする行政改革推進本部というのがあるんですけども、そういった行政改革推進本部を立ち上げまして、さらにその本部の下部組織であります幹事会、さらには必要に応じてその専門部会、ワーキンググループ等を立ち上げて、その中でその行政改革大綱の素案を作成して、その後行政改革推進委員会へ諮問するという、こういうような流れになるかと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、私もそう思います。まずはたたき台ですね、素案をつくるというところにしっかり時間をかけていただきたいと思います。

ちょっと私感じるんですけども、ちょっと急ぎ過ぎなのかなと、今回の補正予算ですね。それこそ行政改革というのはじっくり急げと言われますよね、じっくり急げ。じっくりしていたらだめですよ。けれども、急ぐだけでもだめですよ。とりあえず急げという形になっているんじゃないかと思っています。しっかりじっくりの部分に時間をかけて、しっかりした第

5次大綱をつくっていただきたいと思っています。

あと、第5次行政改革大綱を作成するに当たって、ここでも先ほど出てきました人材育成基本方針のスローガンですよね、しなやかが当てはまるのではないかと私は思ったところなんですけれども、しなやか、信頼、納得、やる気、完遂ですよね。特にしなよかの「や」ですよね。やる気の部分ですね。市長のリーダーシップとともに、市職員のやる気が最も重要だと思うんですけれども、最後に職員皆さんのやる気、意気込みのほどを市長にご回答いただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 一人一人は市民と接する中で、いろいろな気持ちや思いや悩みや苦労があるかと思っています。そういうものを一つ一つ取り上げ、本人のやはり上司が指導をしながら、人材を育てていくということは、とても大事なことでございますし、またやはり外に出ていろいろなことを勉強してくるということも大切なことではないかというふうに思っておりますので、一人一人のやる気をどう導き出していったらいいのか、しっかり考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） いいですか。

（3番木村彰人議員「はい」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 以上で3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、さきに通告をいたしました3点について質問をさせていただきます。

第1点は、問責決議に対する市長の姿勢でございます。第2点は、体育館のとびうめアリーナの使用状況につきまして、第3点は、介護保険法平成29年4月施行の新しい制度への設備の準備状況ということについて質問させていただきます。

まず、第1点でございますが、太宰府市議会は平成29年6月19日、芦刈市長に対しまして問責決議をしたところでございます。決議理由は、市長の不誠実な議会対応、軽率なマスコミ発表、中学校給食の取り扱いなどによって、太宰府市政を混乱に陥れていると議会が判断したからであります。

市長も、同決議がなされた議場で、「太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を、議員

全員の皆様からお受けしました。私自身、不徳の至りでございます。市政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。また、市民の皆様への公約の実現について、達成がどれだけでできているかという点において、深く改めて反省する次第でございます。今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、明日の太宰府のために、この私たちのふるさと太宰府のために、全存在をかけて尽力していくことを決意いたしまして、受けとめたお答えとさせていただきます。どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いをいたします。」と述べられております。

9月議会が始まる前でございますけれども、太宰府市議会には問責を受けられた市長の今後の具体的な見解というものを求めました。ところが、会期が始まる直前の8月25日に副市長解職の新聞発表、一部新聞紙によれば教育長の解職がおこなわれておりました。

また、今議会に、学校給食専門委員、行政改革推進委員の設置、監査委員に対する不適切な答弁書の存在とその対応についての引責として、減給10%1カ月を提案されたところでございます。

私どもは、市政の混乱の早期終結を願って問責決議を出したわけでございますけれども、ほぼこれに見合っていないお答えではないかと判断いたしまして、質問をいたします。

第1に、議会は市長の市政運営上の責任を問いました。この点について言及されたのは、監査委員への答弁書作成に不適切な部分があり、作成責任、監督責任、一連の発表対応の不適切に対し、襟を正し責任をとるとして、報酬の減給10%1カ月を上げられた部分のみでございます。

ご自身、公約実現がうまくいっていないことを議場でみずから認められ、反省すると述べられていますけれども、公約実現がどういう理由で実現できず、ご自身の責任負担割合がどの程度であったのかについて、何の言及もありません。この点について市長の見解を伺います。

第2に、太宰府市総合体育館の入札に関する市民団体の住民監査請求に関する平成29年5月25日の記事が新聞1面で報道され、記者会見の中で、市長は真相究明の第三者委員会設置を言明されました。しかし、指針改ざんはなかったとの監査委員の発表を受けて、6月1日には第三者委員会は設置しないと撤回発表をされています。

監査委員に提出された一般入札から指名競争入札に変更された経緯を説明する文書が、仮に法的に偽造、変造に当たらないとしましても、事実として作成名義人でない地方公務員が、国の指針の原文を削除、挿入することは、法的に許されることではありません。

この一連の事件では、作成責任、監督責任、新聞の発表責任が問題になります。作成者が懲戒されたとの情報がない中で、監督責任が問われることはないと考えます。しかし、入札経緯について真相究明につき第三者委員会を設置するとの市長の新聞発表は、県の内外に太宰府市で入札経緯に疑いがあるということを伝え、かつ監査委員の監査結果について疑いのあることを知らせたこととなります。この発表による太宰府市民の市政への信頼は大きく揺らぎまし

た。

しかも、その後すぐ、第三者委員会は設置しないと発表されています。しかし、この発表は、入札経緯の疑い、監査結果の疑いを残したままになってしまいました。これは法的責任ではなく、政治的責任でございますが、この新聞発表において太宰府市政がこうむった負の遺産を考えると、報酬の10% 1カ月減給は、妥当な責任のとり方でしょうか。見解を伺います。

第3に、課題解決に向けての将来の方針を伺います。

市長は、新副市長を推薦される予定ですが、このほかに学校給食専門委員、行政改革推進委員を設置される予定と聞いています。現実に上程されております。私が心配しているのは、この陣容を立てることで、行政の安定的な運営、市長公約の実現が図られるかにあります。

市長ご自身が、問責決議を受けた議場で、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、尽力していく決意である旨述べられています。市長が公約を実現できなかったのは、元副市長が市長とコミュニケーションをとらなかったからと述べられていますけれども、市長にもコミュニケーションをとらなかった責任の一端があり、市の最高責任者としてその責任は重いと考えます。

学校給食専門委員、行政改革推進委員を設けるに当たって、関係部署の意見は聞かれたのでしょうか。

以上が1点でございます。

第2点、体育館とびうめアリーナの使用状況について伺います。

第1に、開館後10カ月を経過いたしました。利用状況の想定と結果はどうであったか、ご報告をお願いいたします。

第2に、総合施設としての機能を追加する必要性はないだろうかという点でございます。

第1点は、施設におきまして、利用者は、げたあるいは靴を脱いで上に上がらないと、部屋を利用できないという状況がございます。これは総合利用施設としては非常に使いにくい状況ではないかと思えます。

第2点は、ジムの開設計画はあるかということでございます。これは前にも質問申し上げたんですけれども、現実に窓口に来られる高齢者の方が、窓口で、ここはジムはないんですかというふうにお聞きになっていらっしゃると思います。それほどやはりジムと総合体育館施設というのは、一般の市民の感覚では密接に結びついているのだと思います。そこからその点のご質問をさせていただきます。

また、第4番目には、とびうめアリーナを障がい者の方が利用されると思いますけれども、利用状況はどうなのか、それからバスの利用者がアリーナに向かうことを想定して、どのような設備を用意しているのか、この点についてお答えください。

第3に、介護保険法の平成29年4月の生活支援コーディネーター、協議会創設への動きについてお尋ねいたします。

この改正法は、2025年問題に対処するために、介護予防事業と一般介護予防事業を創設し、

この新事業を支える体制整備として、生活支援コーディネーターと協議会を新しくつくることといたしました。太宰府市の現在の進捗状況はどうでしょうか、また近隣市と比較してどういう進捗状況になっているのでしょうか。

最後に、このシステムを利用するためには、あるいは生かしていくためには、包括支援センターとの連携を切り離すというわけにはいかないと思いますが、その相互関係をどういうふう理解していらっしゃるのでしょうか。その点についてのお答えをお願いいたします。

再質問は議員発言席においてさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目についてご回答いたします。

1点目の公約実現ができてない理由と自身の責任負担割合について、私の公約の中で重点項目としていました中学校給食につきましては、去る6月議会でランチサービスの充実に向けて方針転換をすることを表明いたしました。その背景には、副市長が4月17日の経営会議直前に学校給食は費用的に難しいと言われ、その方向で取りまとめたことがあります。しかし私は、中学校の完全給食は、実現されなければならない将来的な課題だと考えております。

また、中学校給食の実現と行財政改革は切り離して考えられません。行財政改革を行い、無駄を省き効率的な運営をする中で、給食実現のための財源をつくり出していきたいと考えております。そのためにも、行政改革推進委員と給食専門委員の提案をしておりますことをご理解いただき、ご賛同を賜りますようお願いしたいと考えております。

2点目の減給10%1カ月が妥当な責任のとり方かということにつきましてです。今回条例制定の提案理由としてご説明しましたとおり、住民監査請求に対する不適切な文書作成の責任及び監督責任並びに第三者委員会の設置に係る一連の経緯について、私自身責任をとるものであり、責任のとり方としては妥当と考えております。

なお、記者会見において私が申し上げた第三者委員会は、入札経緯の真相究明のために設置するというものではなく、またそのような表明もいたしておりません。

3点目の学校給食専門委員、行政改革推進委員会設置に当たり関係部署の意見を聞いたのかということですが、今回の提案に当たり、事前に副市長に提案したところ、経営会議で意見を聞こうということになり、8月18日の経営会議に諮る予定になっておりました。しかし、諸般の事情によりこの会議が流会となりましたため、総務部長、経営企画課長に対して打ち合わせの上、9月補正予算に計上するように私から指示いたしました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、第1点目に確認でございますが、冒頭私が申し上げましたけれども、市長が問責決議をお受けになった議場ではっきり申し上げられたんですけれども、いわゆる「太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を議員全員の皆様からお受けしました。私自身、不徳の至りでご

ざいます。行政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。」というふうに述べられましたけれども、私は本会議とかいろいろところで、これについて市長が何か撤回をされたような文言を見聞しておりますが、このことについて、この本会議場でなされた見解についてお変わりはないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 6月19日可決されまして、私が発言しました内容については、気持ちは変わりませんし、そのとおり、書いてあるとおりでございます。そして、その後発表したことも、どのように今後していくかということでの、問責決議を受けての私の一つの決意表明としてあるということで考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） その問責決議ということについての理解につきお尋ねをいたします。

太宰府市議会は、市長の5月25日での新聞発表、あるいは中学校給食の撤回など、いろいろな事情を理由に、いわゆる太宰府市政を混乱に陥れた、猛省を望みたいと、そういう形で問責決議をするという形で意思表示をしておりますけれども、問責決議というのは、つまり市長の行政運営についての責任を問うていますよという問い方なんです、そういう理解を市長はなさっておりますかどうか、お尋ねいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まさしく市政の最高責任者であると同時に、市長としてのいろいろなことを考え、受けとめておるということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） そういたしますと、第1の質問に絡むんですけれども、市長が責任をとると表明されて出された文言、これは行政報告の中で出された文言ですけれども、いわゆる監査報告についての文書について不適正があった、あるいはもっともそれは法的に問題はないということで、執行部あるいは市長はそのことについては問題としておりませんけれども、一連の動きについて私自身反省としたいと、襟を正したいということで、減給10%1カ月ということでございますが、この責任は、単に新聞紙上で発表されたことについての責任、これと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議員が新聞紙上で発表された責任というより、私はこの問責決議について、まず第1に、監査委員の意見を聞かずに第三者委員会をつくる、そしてまたそれをつくらないというふうな一転した答えをしたということの責任ははっきりありますので、その点についての私自身に対する処分として問責決議を受けて、私自身がとりわけ一番の給食問題もあったわけですが、この文書問題についての第三者委員会をつくり、あるいはつくらないと言ったこと

についての責任をとって、今回私自身の処分案を出させてもらっているということで、まさしくそれ自身は問責決議を受けての私の身の処し方の一つだと思います。

また、給食問題についても、方針は変わってはおりますが、やはり学校における保護者説明会をいろいろな形で早急にすることでもって、やはり市民に対する説明責任は、やはり市民の前に立つということで、またいろいろなご意見賜るということで、その責任は果たしていきたいというふうに考えております。

ただ、私の回答の中で、公約実現がどういう理由で実現できず、自分の責任割合はどの程度あったのかということについて答え切れておりませんので、追加して答えさせていただくとすると、やはり私自身の努力不足ということがあったのではないかというふうに思っておりますし、市政の責任者ですから、三六とか四八とかということとは言えませんが、100%私の責任であるということもともと考えておりますので、そんなふうにお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今市長は初めて、学校給食についての責任の領域のことについて少し触れられました。私は、行政報告があった冒頭の文章を見たときに、まず副市長のいわゆる身分剥奪についての理由は書いてあるけれども、副市長を解任するに至った自分の責任、あるいは学校給食を撤回するに至ったご自身の責任については、何も触れていないと、これがまず第1に目についたことです。

したがって、今から2つに分けて質問させていただきます。

まず、第1点の新聞紙上に、記者発表というところで第三者委員会を設けるという事実発表をなさいました。そして、それを監査委員の結果が出てから、それをすぐ撤回されました。ご自身は、私自身は、いわゆる入札とかそういう真相を明らかにするための意見は何も言っておりませんということでおっしゃっていますし、確かに文言上はそういうふうには受け取れます。

ただ、どの新聞を見ても、少なくとも体育館の入札に関するところに疑惑があったという点を指摘しておりますし、それから監査委員が、いわゆる市役所職員がおつくりになった文書によって監査結果を出したことについて、果たしてそれが本当にそうなのかどうか。

この議会の中でも、監査委員がいいと言っているから、監査のその監査については問題はないという話をなさっておりますし、お互い真相究明についても、監査結果が妥当だから何も問題はないというふうな、一種のもたれ合いのような形で決着をなさっていますけれども、実際のところ、その文書、庁内文書でつくられた文書がどういう文書であったのかというのが一つの問題。その問題が監査結果に影響を与えなかったのかという問題。

そして、実際のところ、それも含めて全部一つの机の上に並べてみたところ、入札が本当に妥当だったのかどうかということまで、当然のことながら問題は広がって射程距離に入ってくるわけですね。

そうしますと、新聞紙上で言われていることは、ある意味、先ほど私が議席で申し上げまし

たけれども、少なくとも入札に対する疑い、それから監査に対する疑いというものを、市長はいとも簡単に新聞紙上で述べられたこととなります。

単に監査委員の意見を聞かないで言ったという話は、確かにそのとおりです。しかし、それが持っている政治的な意味合いといいますのは、いわゆる太宰府市の内外に対して、そういうものがこの太宰府市で行われているということを投げかけたというのがございます。

しかもそれを、今度は監査委員さんがそう言いましたから第三者委員会は設けません、これは恐らく間違いだと思います。監査委員さんがどう言われても、第三者委員会で監査の結果あるいはその経緯を検証しますとご自身が発表なさったんですから、それを撤回するというのは、ある議員さんがおっしゃいましたが、やっぱりもってのほかの話なんです。

この判断を普通に考えますと、とてもまずもって10%の減額で1カ月で済むというような影響力では私はないと思っております。この点について市長はどうお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 総務文教常任委員会でも申し上げましたし、今も申し上げましたが、私は第三者委員会をつくるということは何に関してかということでは、入札とかそのあたりの経緯についての第三者委員会をつくるということは申しておりません。不適切な文書をつくったその責任、当時はやはり文書の問題についての検討をする第三者委員会をつくるというふうに申し上げたわけで、監査委員に対する監査についての批判や入札の問題についての問題まで私は広げて、第三者委員会をつくるというふうには申し上げておりません。

なぜなら、監査委員が影響は受けなかった、問題はなかったということでもって、第三者委員会はですからつくる必要はないわけですから、つくらないと言ったわけですから、ちょっと議員がおっしゃるような形での入札の問題や監査結果についての問題を提起したつもりはございませんし、ですからそういう形で撤回したということで、ちょっとそれはかなり大きく、また新聞紙上は後でいろいろなことを書いてありましたが、私はそういうところまで含めての第三者委員会をつくるということを申し上げてはおりません。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私が先ほどから政治責任というふうに申しますのは、公的責任ではないという話なんです。つまり、市長はこの件を第三者委員会を設けて検証しますと言った途端に、新聞社自身がそうやって書いていますように、そういうふうを受け取られる記事を投げかけたということなんです。それが市長として軽はずみではなかったかという話なんです。

もちろん監査委員の意見を聞いてからでもよかったと思いますよ。だけれども、少なくともその第三者委員会を設けますという発表をしたら、どういうことを社会に投げかけることになるかということを一考していただきたかったわけですよ。その一考がなかったことによって、軽く第三者委員会を設けませんという発言も、恐らくそのあたりに根差してすぐ出てこられるんだろうと思いますけれども、ご自身の発言がどれだけの影響を持っているかということに思いをいたさなかったという点が、あなたご自身の責任ではないんですかというふうに先ほどか

ら問いかけているんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ですから、私は自分の処分案を出している。ただ、あなたのおっしゃるような形の社会的に広がりやをどうのこうのということとは、ちょっとそれは拡大解釈のような気がいたします。私としては、あくまでもこの文書作成の問題と、そしてそれをめぐって第三者委員会をつくる、つくらないと言った私の責任をとるということで、私の今回の処分案を提案している次第でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） どうもご理解いただけないようですね。恐らくほとんどの方は、私が言っていることはふんふんとうなずいてくださると思いますよ。市長がある発言をする、それが政治的にどう捉えられるか、そしてそのことについて市長がどう評価されるかと、これはご自身が例えば法の名のもとにそこを守ってやりましたと言ったって、政治責任というのはどうしてもついてまいります。そこが市長としての最高責任者のいわゆる地位の重さだろうと私自身は思っておりますけれども、市長がこの点について、恐らく10%の1カ月という責任額は、もうそこに根差しているとしか思えないような市長のお考えですから、もうこれ以上は追及をいたさないことにいたします。

では、もう一つの側面でございます。その副市長の解任理由について、行政報告の中でずっと述べられております。副市長が、ご自身の行政改革について障害であったということですね。それ自体は、もちろん解任も含めて市長の専権ですから、それ自体は問題はもしかするともないかもしれません。

ただ問題は、副市長の責任だったのか、ご自身の責任100%だったのかという話ですね。先ほど市長ご自身がみずからお認めになったように、事がなっていかなかったのは、決して副市長が抵抗勢力で、先頭を切って市長を待ったをかけて、市長の改革を一切合財とめていたとは、私どもは到底理解できません。恐らく市長のコミュニケーションのとり方そのものに、恐らく問題があったのではないかというふうにいたします。

そのことは、先ほどちょっと議場で、ご自身が山積する課題の解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションをしていくことを決意いたしましたというふうにご自身で認められていらっしゃる。これにご自身が本当に気づいていらっしゃるかどうか、このことを確認するために、今の責任論を持ち出しているわけです。

したがって、本当を言いますと、問責決議の後の行政報告としては、私自身の責任はこの点についてもこれこれあるというご発言がいただきなかったというのが、私のこの点についての思いでございます。市長のご見解を伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私の考えも森田議員と同じところがありまして、やっぱりみずから日三省すということで考えれば、やはりうまくいってないということは、人の責任ではなくて、やはり

自分の責任であるということはしっかり踏まえなければいけないことですし、そしてまたコミュニケーションをだからこそとっていくということの責任はあるというふうに思っております、私が正しくて、誰が悪いということでは決してないと思いますし、ましていわんや最高責任者ですから、私が悪いに間違いないといえますか、そういう意味での今回の処分案も出させてもらっているということでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。私は、結局問責決議案を出されたことで議会が市長に問いましたのは、市長のもちろんいわゆる監督責任、監督責任というよりは、最高責任者としての責任はありますけれども、個人責任も問うているわけですね。だから、さっきのマスコミ発表、ご自身はご理解いただけないようですけども、うかつに新聞発表してしまったというそういう問題とか、今回も副市長が全て悪いと言って、ご自身の責任については触れられなかった点、このところが問題だということではございましたので、この点につきましてはここで質問を終わらせていただきます。

それで、この問責決議案につきましては、先ほど新聞紙上に市長が第三者委員会を設置することについての10% 1カ月報酬の削減ということで追及といいますか、ご意見を聞いておりましたけれども、その点につきましては、さっきの質問の中で検討させていただきましたので、省略をさせていただきます。

最後に、この問責決議につきまして、課題解決に向けての将来の方針を伺いたいと思います。

恐らく市長は、新副市長を推薦されるご予定だと思いますし、今度学校給食専門委員や行政改革推進委員ですか、それを上程されていらっしゃる。また、減給については先ほど伺いました。

結局、市長ご自身は、どうも全ての行政改革をするためには、新しい機関を設置すると、あるいは新しい方で迎え入れればどうもうまくいくというふうな形で、全ての文章といいますか、行政改革にかかわるご所見を伺っていますと、そういう傾向が見てとれます。しかし、本当にそうなんでしょうか。

むしろ、先ほども副市長との連携がうまくいかなかった、連携がうまくいかなかったというのは、コミュニケーションがとれなかったというふうにご自身はおっしゃっていますけれども、コミュニケーションは自分からとりにいかなきゃいけません。これが一番実を言うと難しいところなんです。自分の我を越えなければいけないという分野ですね。

ちょっと少し余談になりますけれども、つい過日、2日前に、聴覚障がい者の女性監督がつくりましたドキュメンタリーで「スタートライン」というものがカルコアでございました。

その方は、まさに二十何歳の女性監督ですけども、ご自身聴覚障がい者ですね。その方が沖縄から北海道の宗谷岬まで自転車で行くということなんです。伴走者の方はお約束をするんですね、道を迷っても教えない、宿を間違っても教えない、いろいろなことで教えない。あな

たが全部聞いていきなさいという指導をするわけです。

彼女はもう泣いてわめいていくんですけれども、教えない。だけれども、彼女は少しずつ、自分が人を助けるなんていうことはあり得ないんじゃないかというふうに思うんですけれども、伴走者は何であのときに声をかけないとか、いろいろな形でやるんですが、決定的だったのは、オーストラリアの聴覚障がい者の方が途中で北海道でご一緒になりました。

その方は、たまたま一緒に走っていましたが、いわゆる四輪で困難に膠着しているご夫婦を要は見かけたんですね。そのときに彼が自転車をとめて、すすすつと行って、どうしました、お困りですかと聞いたんですね。

それについて、その女性監督は大ショックだった。自分は何にもできないと思っているから、声もかけることもできない。そこで彼女ははっきり、あ、これは自分を乗り越えてコミュニケーションをとりにいかなければ、自分は変わらないんだなというふうに理解されたんですね。

これは2時間半ぐらいにわたる長編のドキュメンタリーでしたけれども、ここで私も深く感じました。自分のコミュニケーションをとりにいくということがいかに難しいか。

だけれども、これは、私も含めて市長もそうだと思います。向こうがコミュニケーションをとりにいかないから改革が進まないなんていうことは、絶対言ってはいけません。コミュニケーションは自分からとりにいくべき。そうしないと、これからどんな制度をつくっても、恐らく改革は進みません。どんな新しい外部団体を設けてきても、恐らく進まないと思います。そのところを取り違えていただきたくないと思ひまして、こういうお話をさせていただきますが、市長のご見解はいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。心したいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 問責決議につきましては、今市長が高らかに宣言をさせていただきましたので、私どもはしっかりそのご発言を承っておきますので、頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問にお答えください。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、2項目めの体育館とびうめアリーナの使用状況についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの利用状況についてでございますが、平成28年11月7日の一般開放から3月末までは、想定使用料収入375万円に対し、108%、406万円の収入があり、利用者は4万3,307人です。平成29年度は、想定使用料900万円に対し、7月末現在で40%、366万円の収入

があり、利用者は4万1,356人です。

次に、2項目めの総合施設としての機能を追加する必要性はないかの1点目、土足禁止利用の解消につきましては、利用者からの改善要望などもあり、利用者の利便性が向上するよう、一部緩和の方向で現在指定管理者と協議を行っているところです。

次に、2点目のジムの開設計画につきましては、総合体育館内でのスペース確保が困難であること、また市内には公の施設に、いきいき情報センター及び隣接する史跡水辺公園にトレーニング施設があること、また民間の施設が市境も含め数カ所あることなどの理由から、現在のところ開設計画はございません。

次に、3項目めの夏のプール利用者の横断問題状況についてでございますが、今年の屋外プールの開放期間につきましては、プレオープン期間が7月15日から17日の3日間及び本営業期間が7月20日から8月27日の39日間といたしました。

この期間は、毎年多くの来場者があることから、とびうめアリーナの駐車場をプール利用者の臨時駐車場として共同利用いたしております。駐車場から施設までの移動途中に市道を横断するため、横断歩道に警備員を配置し、交通誘導を行い安全確保に努めております。今年度の夏季営業期間については、スポーツ課及び指定管理者へ事件、事故の報告はあっておりません。

また、年内には信号機が設置され、歩行者だけではなく、車両の安全性も高まると考えています。

最後に、4項目めの障がい者への配慮、交通問題についてでございますが、今までに障がい者団体としての利用が4回、これは主に軽運動トレーニング室ですが、延べ55名の利用がありました。また、大会が2回、これは聴覚障がい者のバスケットボール大会で100名、ボッチャ大会で48名の参加者で利用がっております。卓球の個人使用も、月平均10名程度の利用がっております。

とびうめアリーナ前のバス停から施設への誘導及び歩道上に視覚障がい者用の誘導ブロックの設置については、アリーナ側の歩道についてはバス停よりアリーナ入り口まで、平成28年度の工事で完了しております。プール側の歩道については交差点から約160m設置し、平成30年2月末の完成予定となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

ジムのお話でございますけれども、確かにプールの脇にジムがあるということは承知しております。ただ、もう少し、太宰府市内の方の利用ということだけでなく、近隣も含めた形でのサービス利用。といいますのも、総合体育館としてあるいは総合施設としての利便性の確保という観点から眺めた場合、そういう切り口があるのではないかというふうに思っておるわけですが、したがって、まずはそこを考慮できませんかということでの質問ですけれども、この点

についてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 建設当時からジムの要望ということはいろいろ上がっておりましたけれども、最終的には設置できないという形で、現在ありますいきいき情報センターであったり、隣の水辺公園のほうの施設を使っていただくという形になっております。

先ほども少し申し上げましたけれども、市内でも民間の施設等もございますところから、それぞれのニーズに応じた形で活用していただくのも一つの方法かなとは、私の中では個人的には思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。ジムの建設につきましても、また先々考えていただければと思います。

では、プールの件でございますけれども、今回計42日間のオープンというお話でございましたけれども、これは例年と比べて利用者の数、恐らく統計上のものがあるかと思っておりますけれども、例年と比べて多かったんでしょうか、少なかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 大体例年と同じぐらいということで統計は出ております。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私もちよつと横断歩道を渡る親子連れの方を見ておりましたけれども、これは私が見たところがたまたまウイークデーということもあったのかもしれませんが。通行車両が割と少なかったものですから、まあ大丈夫かなという気もいたしましたけれども、これはちょつと少し頻繁に通る時間帯なんかも勘案しなければいけないのかなと思っております。

次に、障がい者への配慮ということでございますけれども、実は障がい者の利用者がこれほどいらっしゃるとは、私自身ちょつと思っておりました。だから、障がい者の方が利用しやすい施設であるという形になってくれば、総合施設的にも体育施設としても非常に利用度が上がってきて、運営上もうまくいくのかなという印象を持っておりますので、ひとつ今後も障がい者の利用につきましては利便性を図っていただきたいと思っております。

次のお答えをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 次に、3件目の生活支援コーディネーター及び協議体の創設、稼働状況についてご回答申し上げます。

平成27年度の介護保険法の改正で、地域支援事業の包括的支援事業の中に生活支援体制整備事業が設けられ、生活支援・介護予防サービスをつくり出すための仕組みとして、生活支援コーディネーターと協議体が上げられました。

生活支援コーディネーターにつきましては、地域ニーズや資源の把握、関係者間のネットワークづくり、担い手の養成やサービス開発の検討など、生活支援の体制整備に向けた調整役を担うこととなりますが、本市におきましては、本年7月末に生活支援コーディネート業務として太宰府市社会福祉協議会と委託契約を締結し、8月から事業を推進しているところでございます。

また、協議体につきましては、生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、地域の関係者やサービスの提供主体などが参集し、情報共有及び連携、協働による資源開発を推進することによりまして、生活支援コーディネーターを組織的に補完するものとなりますが、こちらにつきましては、平成30年度からの設置に向けまして、今後、生活支援コーディネーターを含め、関係機関等と協議をしていくこととしております。

なお、近隣市との比較でございますが、筑紫地区の状況を見ますと、生活支援コーディネーターにつきましては、大野城市が平成27年度から、春日市が平成28年度から配置され、筑紫野市、那珂川町につきましては平成29年度から配置されております。また、協議体につきましては、春日市が設置済みで、他の市町は今年度中あるいは平成30年度からの設置に向けて現在準備中と伺っております。

最後に、地域包括支援センターとの連携についてでございますが、厚生労働省の「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」の中で、生活支援コーディネーターの配置につきましては、地域包括支援センターとの連携を前提とした上で配置することとされておりますので、この趣旨に基づき事業を推進してまいります。

また、協議体を設置する際には、地域包括支援センターからもメンバーとして参画することが必要であると考えておりまして、高齢者の生活支援の体制整備に向け、生活支援コーディネーター及び協議体と地域包括支援センターとは、密接に連携することが不可欠となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

法の建前といたしましては、平成29年4月からでしたか、実施ということでしたが、それではよろしかったですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 平成30年度の4月からは必ず設置をするようにということとなっております。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

一番難しいのは、恐らくコーディネーターの業務としての調査業務だろうというふうに思っています。それともう一つは、いわゆる協議体といいますか、お手伝いをする方々のネットワーク

をつくるということ、この2つがこの制度の核になっていますけれども、これはどちらもかなりの量的にも質的にも難解なものだろうと思っております。

したがって、私は前々から申し上げておりますけれども、早いうちに取りかからないと、2025年まであと8年ですよ。それまでに本当に稼働できるのかというのは、基本的な疑問でございます。

したがって、市のほうが今立てられている時間的な計画と申しますか、さっきおっしゃった平成30年度からの設置に向けてというふうな話ですけれども、実際に稼働、つまり組織としても整備され、いわゆる包括支援センターとの連携も兼ね備えながら稼働できる体制に本格的に入るのは、いつごろだろうというふうに考えていらっしゃるか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 今言われましたように、ニーズの把握でありますとか地域の資源状況の整理、こういったところがまず最初に行っていかなければならない業務になっていこうかと思っております。その後、協議体の設置に向けた準備ということで、関係機関のネットワークの形成や、関係機関における情報収集、そういったものもこの地域支援コーディネーター業務の中で一緒に行っていきたいというふうに考えております。

そういうことを整理した上で、まずは第1層と申しますか、太宰府市全域を一つの地域と捉えた協議体の設置、これにつきましては平成30年4月には設置をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） いずれにしても2025年というのはあと8年後ということで、ここで特徴的なのは、春日市は既に協議体もコーディネーターももう設置済みで、もう進行がもう始まっているということですね。つまり、担当者の方はそれだけの認識を持っていらっしゃるということですね。

私どもも当太宰府市では、なかなかそこまではいってない、まだそういう整備までに時間がかかるという現状がございますので、ぜひとも、急げば結論が出るかどうかという問題はありますけれども、急いでいただきたいなと思っております。

そこで、最後になりますけれども、もともとから思っておりましたけれども、太宰府市には包括支援センターが1つしかございません。それで、その連携という形でこの協議体と、それからコーディネーターという結びつきを考える際に、どういうふうに考えればいいのかというふうに思っておりますが、その点は見込みはどうなっているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 現実問題としては、包括支援センターが現在1カ所ということになります。この協議体の設置につきましても、先ほど言いましたように、まず最初は第1層、太宰府市全域を一つの地域と捉えた協議体。また、その先には第2層、この介護保険の圏域でございます中学校圏域を単位とした協議体の設置というものが必要になってい

うかと思っております。その際には、それぞれ地域ごとに担当者を割り振るというような形で、包括支援センターの担当者も割り振るという形で、協議体の設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

なかなか制度として、どこかにすぐ見本があるから、これに見習えばいいかという話ではありません。たまたま春日市が先行して整備されているということでございます。果たして春日市が成功例になるかどうか含めて、そのあたりは検証しなきゃいけないんだろうとは思いますが、ただ2025年問題は間違いなくやってまいりますし、しかもすぐやってまいります。そのときにやっぱり慌てふためかないことを、私ども覚悟しなければいけないというふうに思っております。

これをもちまして私の一般質問とさせていただきます。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後4時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりますことについて質問いたします。

太宰府市地域包括支援センターの状況についてお伺いいたします。

この太宰府市地域包括支援センターは、太宰府市いきいき情報センター内の1階の高齢者支援課内に1カ所しか設置されていないため、これまで何年もの間、多くの市民の皆様から、最低でも西のほうに1カ所は設置する必要があると強い要望が出ていますが、いまだに市民の皆様には応えられておりません。

そこで、近隣市の例を挙げますと、まず春日市内地域包括支援センターは市内に2カ所設置されており、1カ所目においては春日市桜ヶ丘四丁目23の福岡徳洲会病院前で、担当地区は18地区、それから2カ所目においては春日市塚原台三丁目129、特別養護老人ホームかすかの郷内で、担当地区は17地区であります。

また、筑紫野市内地域包括支援センターは4カ所設置されており、1カ所目においては筑紫野市湯町二丁目9番地2、むさしで、担当行政区20区、2カ所目においては筑紫野市大字常松456番地2、アシスト桜台で、担当行政区24区、3カ所目においては筑紫野市大字原田462番の

ちくしの荘の担当行政区23区、4カ所目においては筑紫野市大字立明寺618番地1、天拝の園で、担当行政区16であります。

このような他市の状況の中では、当市はどのように考えておられるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 太宰府市地域包括支援センターについてご回答申し上げます。

地域包括支援センターの複数設置につきましては、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつ、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと述べておりまして、現在は地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところであります。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 詳細につきましては、私のほうから回答をさせていただきます。

本市におきましては、平成28年度末で高齢化率が26.7%となり、今後も高齢者数の増加と高齢化率の上昇が避けられない中、団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、市町村が中心となって地域包括ケアシステムを構築することが求められております。

また、地域包括支援センターは、その地域包括ケアシステムの構築、あるいは介護予防・日常生活支援総合事業の推進における中核的機関として位置づけられ、同時にその機能強化が求められています。

本市といたしましても、第五次太宰府市総合計画後期基本計画の施策の2、高齢者福祉の推進におきまして、高齢化率のさらなる上昇、対象者の増加に対応するためにも、将来的には地域包括支援センターの複数設置等、柔軟な対応をとる必要があるということ課題として掲げております。

また、このことを受けまして、平成28年度に策定した第三次太宰府市地域福祉計画におきましては、相談支援機能の充実という取り組みの柱の中で、福祉に関する事業や活動の拠点施設の複数設置について、平成31年度に設置という成果目標を設定しているところです。

さらに、先ほど市長が答弁しましたように、平成29年度の施政方針の中で、地域包括支援センターの複数設置等について、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつ、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと市長が述べております。

このように、地域包括支援センターの複数設置につきましては、各計画等における方針、記載内容等を踏まえて段階的に検討をしているところです。

なお、現在の状況としましては、8月25日に開催した今年度2回目の地域包括支援センター運営協議会においては、本市の現状等を踏まえ、新たに地域包括支援センターの支所を1カ所設置し、市域の西側となる学業院中学校区、太宰府西中学校区を担当圏域とし、運営形態については市の直営とするという意見に集約をされてきております。

今後につきましては、地域包括支援センター運営協議会の意見として取りまとめを行い、このことを参考にしつつ、現在策定中の高齢者支援計画の中で、市の方針として明確化していくこととしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。

さきの筑紫野市や春日市においては、地域包括支援センターは委託運営でされていますよね。当市の地域包括支援センターは直営でされていますが、なぜ委託してされないのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） この地域包括支援センター、委託でやってあるところもあれば、直営でやってあるところもあるというところがございます。どちらにしても一長一短があるようでございまして、それぞれのメリット、デメリットというのがございます。

また、この地域包括支援センターの複数化につきましては、昨年度からこの運営協議会の中でも議論を続けておりまして、やはり委員の中からは、直営で実施が望ましいというような声も多数出されております。

それと、平成18年4月に太宰府市では地域包括支援センターの設置を最初にしたわけですが、このときは2カ所の委託という形で開始をしております。その後、平成21年4月には組織の一本化と経費面を考慮し、市の直営とするということで、市の直営に平成21年度から変わってきているところです。

また、現在意見として取りまとめている方針の中では、現在の地域包括支援センターの支所としての設置というような形で検討を進められておりますことから、市といたしましても直営が一番望ましいのではないかというふうにも今考えているところでございます。

最終的には包括支援センター運営協議会の意見として取りまとめを行い、そのことを受けまして、高齢者支援計画の中で明確にしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 今言われた、以前サンケア太宰府と医療法人悠水会ですかね、水城病院で設置されていたんだろうと思いますが、そういいながら、問題があるのは介護支援専門員さんが16名ぐらいおられますよね。そのほか、同じでしょうけれども、ケアマネージャーさんが1人50件ぐらい抱えておられまして、3カ月に一回は自宅訪問をされておられるなど、大変

なお仕事を抱えておられますが、嘱託職員さんは5年間ぐらいで任期満了というのが非常に多いと思います。それから、短期間のため、本人の都合にて途中でやめられることなどなど、担当者はハローワークやインターネット募集や口コミで、大変ご苦労されていると思います。

そこで、さきの筑紫野市や春日市のように、再度私が言いますように、地域包括支援センターを委託して運営することによりまして、職員が確保され、仕事がより効率化され、サービスの向上につながると考えますが、もう一度答えてください。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 先ほど申し上げましたように、双方にメリット、デメリットがあるということで、これはいろいろな関係するといえますか、この地域の担当者会議等でこれについては議論をいろいろされております。その中で、直営のデメリットとしては有資格者の確保が困難である、また委託のメリットとしては有資格者の確保がしやすいと、そういう意見も出されております。

当然今私どもも、専門職の方の確保というのには非常に苦慮をしておるところでございます。今度拡大していく中では、そういったところが一番の問題になってくるとは思っております。

また、この分につきましては、包括支援センターの運営協議会の中でもたくさんの指摘を受けておりまして、そのあたり正職化とかそういった意見もあわせて出されているようなところだと思います。

ただ、職員の採用につきましては、市全体としての問題となつてまいりますので、この中で明確にお答えすることはできてはおりません。

ただ、先ほど言いましたように、いろいろな方面から考えたときに、現在の今の市の状況、それと今回が支所としての整備をまずやるというところから考えますと、やはり直営で行うべきだろうというふうには考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そのことについては、私がどっちにというわけには——わかりませんが、その辺はいろいろ考えていただいてやってもらえと思いますが、問題は包括、その分が2カ所できるようにしてもらいたいと思っているわけですが、ちょっと聞いて、この地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありましてという市長の話がありますよね。これは運営協議会がしないとできないんですか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長兼福祉事務所長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（濱本泰裕） 運営協議会への諮問事項とかそういうことではございませんで、運営協議会の意見を聞くということになっております。この中で今この複数化についていろいろ議論をしていただいているところでございます。最終的には市長に対しまして、運営協議会の意見書という形で取りまとめを行っていきたい、そういうふうを考えております。

そういうことで、今その運営協議会の意見の取りまとめ中でございますので、それを見守っていくという形でお答えをしたところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それならいいんですけども、やっぱり市のほうがやっぱり先じゃないかと思うけれどもね。専門委員さん、運営協議会委員さんは何人おるんですか。7名ぐらいおられますよね。そういう中で協議をしていただいておりますんだと思いますが、このことについては、やっぱり市のほうで積極的に、市のほうでやってもらいたいと思っておりますので、この辺については、市長最初に言ってもらいましたけれども、その部分で地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありまして、こんなところではいかんでしょう。市が考えないかんでしょう。市長、その辺はどんなですかね。

○議長（橋本 健議員） 市長、回答をお願いします。

○市長（芦刈 茂） 課題としてありますので、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） じゃなくて、ここに書いとるでしょう、ここへ。この中に書いている部分がこうですよ。平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めていくと述べておられて、現在は地域包括支援センター運営協議会における審議を見守っているところでありまして。詳細につきましては担当部長となっておりますけれども、その辺は市長がこの中で積極的に運営協議会と十分協議してもらって、市長のほうから積極的にもう一件出せるような形にしてもらえればと思うんですが、もう一回言ってください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今発言しましたのは、見守っていくというところからもう一歩突っ込んで考えて、進めていきたいということを申し上げた次第であります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そういうことで、あとはもう何もありませんけれども、最後に、この本年度の施政方針の中にもあるんですよ。地域包括ケアシステムの構築について、高齢化率のさらなる上昇、先ほどもあったわけだけれども、対象者の増加に対応するため、地域包括支援センターの複数設置について、地域包括支援センター運営協議会における審議結果を参考にしつつここも書いてあるんですよ。

そうじゃなくて、市のほうでやっていただきたいと思うんですが、平成29年度に策定する高齢者支援計画の中で方針を固めているようですのでということですので、早急に地域包括支援センターの複数設置をされるようお願いいたしまして、これで私は終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時40分

~~~~~ ○ ~~~~~